

第2部

令和6年度に講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

I あらゆる分野における女性の参画拡大

第1分野

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

第1分野

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

第1節 政治分野

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）の趣旨に沿って、政治分野における男女共同参画の推進は、政党等が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組む。

ア 政党、国会事務局等における取組の促進

- ① 各政党における人材育成や両立支援、ハラスメント防止に関する取組状況等を調査し、公表する。【内閣府】
- ② 国内外における政治分野の男女共同参画の推進に関する取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行う。【内閣府】

イ 地方議会・地方公共団体における取組の促進

- ① 地方議会において女性を含めたより幅広い層が議員として参画しやすい環境整備に資するよう、議会運営上の工夫や住民参加の取組等におけるデジタル化への対応等も含めた取組を行う。また、候補者となり得る女性の人材育成のため、各地方議会における「女性模擬議会」等の自主的な取組について情報提供を行う。【総務省】
- ② 会議規則における出産・育児・介護等に伴う欠席規定の整備状況やハラスメント防止に関する取

組の実施状況等、地方公共団体・地方議会における両立支援状況を始めとする施策の推進状況を調査し、「見える化」の推進や好事例の展開を行う。

【内閣府】

- ③ 国内外における政治分野の男女共同参画の推進に関する取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行う。【内閣府】

ウ 政治分野における女性の参画状況の情報収集・提供の推進

- ① 政治分野における女性の参画状況等を調査し、「見える化」を推進する。「女性の政治参画マップ」、「都道府県別全国女性の参画マップ」及び「市区町村女性参画状況見える化マップ」を作成し、ホームページで公表する。【内閣府】
- ② 地方公共団体の議会の議員及び長の男女別人数並びに国政選挙における立候補届出時の男女別人数の調査結果を提供するとともに、地方公共団体に対する当該調査等への協力の依頼を行う。【総務省】

エ 人材の育成に資する取組

- ① 各種研修や講演等の場において活用可能な男女共同参画の推進状況や女性の政治参画支援に関する情報について、広く発信する。【内閣府】

第2節 司法分野

ア 検察官

- ① 女性検察官の積極的な登用を進めるとともに、出産・育児休業を経て子育てをしながら勤務する女性検察官や、法務省・他省庁に出向して活躍する女性検察官などのロールモデルとなる女性法曹による教育等を通じ、法曹養成課程における女性法曹輩出のための取組（活躍事例の提供、メンター制度を始めとした女性検察官への支援等）を更に推進する。【法務省】
- ② 継続就業のため、転勤の際に両立環境の整備に配慮するなど、ワーク・ライフ・バランスの実現等に向けた具体的施策を着実に推進する。【法務省】
- ③ 「女性の政策・方針決定参画状況調べ」の中で、検察官、裁判官、弁護士など司法分野における女性の参画状況を公表する。【内閣府】

イ 法曹養成課程

- ① 法科大学院の公的支援の枠組や、法曹養成課程における女性法曹輩出のための取組例を各法科大学院に共有することなどを通じて各法科大学院における女性法曹輩出のための取組を促す。【文部科学省】

第3節 行政分野

ア 国の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

（ア）国家公務員に関する取組

- ① 国の各府省等は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき策定した行動計画の仕組みを活用して、取組を積極的に推進する。その際、働き方改革や女性の採用・登用の拡大等について定めた「国家公務員の女性

活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定）に基づき各府省等が策定した取組計画の内容と整合性を図るものとする。また、各府省等において、数値目標を設定した項目の進捗状況及び取組の実施状況を経年で公表する。また、「職員の男女の給与の差異」の公表に関し、適切な公表方法について改めて周知するとともに、各府省等における公表内容の把握・分析や差異解消に向けた取組を促進する。【内閣官房、内閣府、全省庁】

- ② 各府省等、衆議院事務局、衆議院法制局、参議院事務局、参議院法制局、国立国会図書館、最高裁判所等の取組について、「女性活躍推進法『見える化』サイト」で比較できる形での「見える化」を行う。また、「職員の男女の給与の差異」の公表内容についても一覧性等を確保したサイトを整備し引き続き「見える化」を行う。【内閣府】
- ③ 女性の国家公務員志望者の拡大に資するため、各府省等や大学等と連携し、働き方改革の取組やワーク・ライフ・バランスの実践例、職業生活への多様な支援等に関する効果的な情報提供を行うことで、より多くの女子学生等の進路選択を公務志望に結び付けていく。あわせて、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）における国家公務員採用試験からの女性の採用割合、技術系区分の女性の採用割合に係る目標等の実現に向け、ホームページやSNSなどによる情報発信の強化や、オンライン配信等を積極的に活用した説明会やイベントの開催、国家公務員の業務内容や働き方等が具体的に伝わる動画等の作成、それを活用した広告など、幅広い層に対する戦略的な広報活動を積極的に実施する。また、管理職以上の官職も含めた外部女性人材の採用・登用に取り組む。【内閣官房、全府省庁、（人事院）¹】
- ④ 女性職員の登用拡大に向けて、研修や多様な職務機会の付与による積極的・計画的な育成や相談体制の整備、出産・育児期等を迎える前又は出産・育児期等を超えてから将来のキャリア形成に必要なとされる重要な職務経験を積ませ、登用につなげるなどの柔軟な人事管理を進める。【内閣官

1 （人事院）とは、人事院に対して検討を要請するものである。以下同じ。

房、全府省庁、(人事院)】

- ⑤ キャリアパスにおける転勤の必要性について再検討を行い、育児、介護等がキャリアパスの支障にならないよう職員に対する十分な配慮を行う。

【内閣官房、全府省庁】

- ⑥ 業務効率化・デジタル化、勤務時間管理の徹底、マネジメント改革等の働き方改革を進める。また、内閣官房内閣人事局と人事院は連携して、フレックスタイム制について、制度の運用上のポイントの周知等を行うとともに、令和7(2025)年4月からの同制度の更なる柔軟化に向けて、各府省等の同制度の円滑な活用を支援するほか、テレワークの更なる浸透・定着を進める。また、勤務間のインターバル確保について、令和6(2024)年4月に人事院規則において努力義務が措置されたことも踏まえ、取組を進める。【内閣官房、全府省庁、(人事院)】

- ⑦ 特に男性職員の育児に伴う休暇・休業の取得を促すべく、子供が生まれた全ての男性職員が1か月以上を目途に育児休業等を取得できるような環境の実現に向けて、休暇・休業中の体制の準備や業務分担の見直し等を行うなど、業務面における環境整備を行う。また、男性職員の育児等に係る状況を把握し、育児休業等の取得を呼び掛ける。

【内閣官房、全府省庁】

- ⑧ 女性職員の活躍及びワーク・ライフ・バランスに関する管理職の理解促進や行動変容を促すため、管理職向けの研修を進める。【内閣官房、全府省庁】

- ⑨ 女性職員の活躍及び男女のワーク・ライフ・バランスを進め、限られた時間を効率的にいかすことを重視する管理職を人事評価において適切に評価することを徹底するとともに、多面観察、職員のエンゲージメントや職場環境調査等の結果を踏まえた取組等を通じて管理職のマネジメント能力の向上を図る。【内閣官房、全府省庁、(人事院)】

- ⑩ ハラスメントの防止等のための人事院規則等に基づき、各府省においてハラスメント防止対策が円滑かつ効果的に実施されるよう、ハラスメント防止週間の設定等の職員に対する一層の周知啓発、ハラスメント相談員を対象としたセミナーの開催、研修教材の提供等を行う。【内閣官房、全府省庁、(人事院)】

- ⑪ 各府省が実施する子宮頸がん検診・乳がん検診について、女性職員が受診しやすい環境整備を行う。

内閣官房内閣人事局においては、引き続き、「国家公務員健康週間」(毎年10月1日から同月7日まで)において、婦人科検診の重要性を含めた女性の健康に関する講演会を開催することにより、国家公務員の意識啓発を図る。

人事院においては、引き続き、女性職員が受診しやすい環境となるよう周知啓発を行うことにより取組を推進する。【内閣官房、全府省庁、(人事院)】

- ⑫ 治安、矯正、安全保障等の分野で働く国家公務員の女性の採用、育成及び登用並びに生活環境・両立環境の整備を進める。【警察庁、法務省、国土交通省、防衛省】

(イ) 国の審議会等委員等の女性の参画拡大

- ① 「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」を実施し、各審議会等の女性委員の人数・比率について調査・公表するとともに、委員等に占める女性の割合が40%未満の全ての審議会等について、その要因と目標達成に向けた今後の方策について所管府省に回答を求め、その内容を公表する。【内閣府、関係省庁】
- ② 審議会等委員の選任に際しては、引き続き、性別のバランスに配慮するとともに、団体推薦による審議会等委員について、各団体等に対して、団体からの委員の推薦に当たって格段の協力を要請する。【関係府省】

(ウ) 独立行政法人、特殊法人及び認可法人における女性の参画拡大

- ① 「独立行政法人等女性参画状況調査」を実施し、独立行政法人、特殊法人及び認可法人における役員や管理職に占める女性の割合等について調査し、公表する。【内閣府、厚生労働省、関係省庁】

イ 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(ア) 地方公務員に関する取組

- ① 女性職員の活躍に資する以下の取組について、各地方公共団体の実情に即し、主体的かつ積極的に取組を推進するよう要請する。また、女性活躍

推進法に基づく特定事業主行動計画や女性の活躍状況に関する情報の公表について、数値目標を設定した項目の進捗状況及び取組の実施状況が経年で公表されることを徹底するとともに、各団体の取組について、「女性活躍推進法『見える化』サイト」で比較できる形での「見える化」を行う。また、「職員の男女の給与の差異」の適切な公表に向けた公表方法の周知や、各団体における公表内容について一覧性等を確保したサイトを整備し引き続き「見える化」に取り組むとともに、公表内容の把握・分析や差異解消に向けた取組を促進する。【内閣府、総務省】

② 女性職員の登用拡大に向けて、研修や多様な職務機会の付与等による積極的・計画的な育成や相談体制の整備、出産・育児期等を迎える前又は出産・育児期等を超えてから前後に将来のキャリア形成に必要なとされる重要な職務経験を積ませ、登用につなげるなどの柔軟な人事管理を促進する。また、女性人材の外部からの採用・登用を促進する。【総務省】

③ テレワークの推進等による職場の働き方改革や、時間外勤務の上限規制の実効的な運用等を通じた時間外勤務の縮減、年次有給休暇の取得促進など、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む。【総務省】

④ 管理職の意識変革を促すとともに、女性職員の活躍及び男女のワーク・ライフ・バランスを進め、限られた時間を効率的にいかすことを重視する管理職が人事評価において適切に評価されるよう促進する。【総務省】

⑤ 「男性育休は当たり前」になる社会の実現に向けて、男性職員の育児等に係る状況を把握し、育児に伴う休暇・休業等の取得を積極的に呼び掛けるとともに、周囲のサポート体制や代替要員の確保を図り、全ての男性職員が子育て等に参画できる職場環境の整備を促進する。【総務省】

⑥ 地方公共団体における女性職員の活躍及び働き方改革の好事例を収集・周知することにより、各地方公共団体の実情に即した主体的かつ積極的な取組を促進する。【総務省】

⑦ 地方公共団体における職員の通称又は旧姓使用に関する規定等の整備状況を調査・公表するとともに、職員が旧姓を使用しやすい職場環境づくり

を促進する。【内閣府、総務省】

⑧ 地方公共団体が実施する子宮頸がん検診・乳がん検診について、女性職員が受診しやすい環境整備を促進する。【総務省】

⑨ 非常勤職員を含めた全ての女性職員が、その個性と能力を十分に発揮できるよう、育児休業や介護休暇等の普及・啓発の実施や、ハラスメント等の各種相談体制の整備等を促進する。あわせて、男性に比べて女性の割合が高い非常勤職員について、会計年度任用職員制度の趣旨を踏まえ、勤務の内容に応じた処遇の確保を推進する。【総務省】

⑩ 消防庁では、消防吏員の女性比率について、令和8（2026）年度当初までに5％に増加させることを全国の消防本部との共通目標として掲げており、消防本部等に対し数値目標の設定による計画的な増員・登用を促す。また、消防本部と連携し採用に向けた積極的なPR広報を実施するとともに、女性専用施設等（浴室・仮眠室等）の職場環境の整備に要する経費を支援する。引き続き、女性消防吏員活躍推進アドバイザーの派遣や女性消防吏員活躍推進支援事業などを通じた先進的な取組事例の全国展開、女性消防吏員が0名の消防本部の解消及び数値目標の達成に重点を置いた、外部講師による幹部職員向け研修会を実施するなど、女性消防吏員の活躍を支援する。

警察では、令和8（2026）年度当初までに地方警察官に占める女性の割合を全国平均で12％程度とすることを目標として、各都道府県警察においてそれぞれが策定している計画等を踏まえて女性警察官の採用の拡大に向けた取組を推進していくほか、都道府県警察の幹部職員に対する男女共同参画に関する施策についての教育を実施するなどの取組を推進する。【警察庁、総務省】

（イ）地方公共団体の審議会等委員への女性の参画拡大

① 各都道府県・政令指定都市が設定している審議会等委員への女性の参画に関する数値目標や、これを達成するための様々な取組、女性比率の現状、女性が1人も登用されていない審議会等の状況等を調査し取りまとめて提供し、審議会等委員への女性の参画を促進する。【内閣府、関係省庁】

第4節 経済分野

ア 企業における女性の参画拡大

- ① 女性の活躍状況の把握・分析、その結果を踏まえた目標設定、目標達成に向けた取組を内容とする一般事業主行動計画の策定、女性の活躍状況に関する情報公表等、女性活躍推進に向けて一般事業主が行う積極的改善措置（ポジティブ・アクション）等の取組を促進する。また、令和4（2022）年7月の女性活躍推進法に関する制度改正による常用労働者数301人以上の一般事業主に対する男女の賃金の差異の公表義務化を契機として、男女の賃金の差異の要因分析・雇用管理改善の促進について、あらゆる機会を通じて周知し、円滑な施行及び実効性の確保を図るとともに、企業向けの説明会の開催やコンサルティングの実施等により、女性活躍推進のための取組を行う企業を個別支援する。【厚生労働省】
- ② 個々の女性労働者の活躍推進を阻む要因になり得る無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消するためのセミナー動画を作成し、企業等での活用を促進する。【厚生労働省】
- ③ 社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、女性活躍推進法第24条及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定。以下「公共調達等取組指針」という。）に基づき、国、独立行政法人等が総合評価落札方式又は企画競争方式による調達を行う際は、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）及び青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。）に基づく認定を取得した企業等を加点点評価する取組を実施することにより、これらの企業の受注機会の増大を図る。また、加点点評価の取組が努力義務となっている地方公共団体においても、国に準じた取組が進むよう働きかけを行う。【内閣府、厚生労働省】
- ④ 企業における女性活躍に関する情報も投資判断

に資するものと考えられることから、有価証券報告書における女性活躍に関する情報開示の好事例を収集し、周知する。【金融庁】

- ⑤ 有価証券報告書に掲載された女性役員に係る情報の集計及び開示の取組や女性役員の登用に資する調査等を通じ、女性の活躍に積極的に取り組む企業が評価されることや、企業における女性役員登用・育成の課題の克服につながるよう努める。【内閣府】
- ⑥ 女性を始め多様な人材の能力を最大限発揮させるダイバーシティ経営について、「ダイバーシティ経営診断ツール」等の活用促進や企業事例の普及等を通じ、企業における取組を促進する。【経済産業省】

イ 女性の能力の開発・発揮のための支援

- ① 長期的な視野から女性リーダーを養成していくため、学校等における女性リーダーの養成プログラムの開講を促す。【文部科学省】
- ② 役員候補者となり得る女性人材のデータベース「女性リーダー人材バンク」の利用者増加に向けた取組の検討を行う。【内閣府】
- ③ 男性の経営者や地方公共団体の長に対し「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」への参加を促し、それぞれの組織における女性人材の発掘、能力開発、登用、そのための意識変革・働き方改革などの取組を促進する。特に、地方の企業や中小企業・小規模事業の経営者へ参加の輪を広げていく。【内閣府】
- ④ 女性活躍推進法に基づき、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、地域の経済団体、金融機関、教育機関、NPOなどの多様な主体による連携体制の下、一般事業主行動計画の策定が義務付けられている中小企業が行う同計画の策定支援など、地方公共団体が地域の実情に応じて支援を行う取組に対し、地域女性活躍推進交付金により引き続き支援する。【内閣府】

ウ 女性起業家に対する支援等

- ① 女性の起業を後押しするため、「女性、若者／シニア起業家支援資金」等による資金繰り支援を実施する。【経済産業省】

- ② 経済産業省では、スタートアップの起業家に占める女性の割合は少なく、女性起業家特有の課題も存在することから、女性起業家支援を総合的に推進するため、令和5（2023）年5月に公表した「女性起業家支援パッケージ」に基づき、令和2（2020）年12月に設立した「わたしの起業応援団」を地域ごとに一貫して女性起業家支援が行える体制に拡充し、女性起業家の支援プログラム等を行っていく。

内閣府では、関係団体と連携して地方公共団体が行う女性起業家育成の取組を、地域女性活躍推進交付金を通じて支援する。【内閣府、経済産業省】

- ③ 女性も含めた後継者の事業承継を後押しし、中小企業・小規模事業者の事業統合・再編を促すため、予算・税制等を含めた総合的な支援策を推進

する。また、その活用事例を展開していく。加えて、地方を含めた後継者の活躍を後押しするピッチイベントを開催し、事業承継がビジネスチャンスという気運醸成を図る。【経済産業省】

第5節 専門・技術職、各種団体等

- ① 専門・技術職、経済団体、労働組合、職能団体（日本医師会、日本弁護士連合会等）など、様々な分野における女性の政策・方針決定過程への参画状況について「女性の政策・方針決定参画状況調べ」の中で取りまとめ、公表する。【内閣府】
- ② 各分野における関連施策を着実に実施し、女性の参画拡大を推進する。【関係府省】

第2分野

雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

第1節

ワーク・ライフ・バランス等の実現

ア ワーク・ライフ・バランスの実現のための長時間労働の削減等

- ① 法定労働条件の履行確保及び長時間労働是正のための監督指導体制の充実強化を行う。【厚生労働省】
- ② 年次有給休暇の取得促進のため、10月の年次有給休暇取得促進期間に加え、連続した休暇を取得しやすい時季（夏季、年末年始及びゴールデンウィーク）にポスター・リーフレットの作成・周知、都道府県や関係団体への周知依頼等の集中的な広報の実施等により機運の醸成を図る。【厚生労働省】
- ③ 勤務間インターバル制度について職種・業種等の特性を踏まえた業種別導入マニュアルや制度導入を支援するための動画を作成して周知するとともに、シンポジウムの開催や専門家によるアウトリーチ型コンサルティングの実施、産業医や衛生

管理者等に対する研修講義における制度の内容・効果の周知、助成金の支給等により企業への導入促進を図る。【厚生労働省】

- ④ 労働者が健康で充実した生活を実現できるよう、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）を分かりやすく解説したパンフレット等を働き方・休み方改善ポータルサイトで掲載し、周知することで、労使の自主的な働き方の見直しを促進する。【厚生労働省】
- ⑤ 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和3年7月30日閣議決定、令和6（2024）年見直し予定）を踏まえた取組を着実に推進するとともに、メンタルヘルスの確保等、職場における健康確保対策を推進する。【厚生労働省】
- ⑥ コンサルティングの実施等により、女性活躍推進法等に基づく目標設定及び目標達成のための企業の取組を支援する。【厚生労働省】
- ⑦ 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行う。【厚生労働省】

イ 多様で柔軟な働き方の実現

① 多様で柔軟な働き方の実現に向けた企業の取組を促進する。

- ・ 男女とも育児・家事を担いつつ、希望に応じて仕事やキャリア形成との両立を可能とするための措置、子の看護休暇制度の見直し、次世代育成支援に向けた職場環境の整備等に加え、介護離職を防止するための仕事と介護の両立支援制度の周知の強化等を内容とする育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）が第213回国会（令和6（2024）年）において成立した。これを受け、その改正内容の円滑な施行に向けた周知・広報等に取り組む。【厚生労働省】
- ・ 中小企業事業主に対して、「育休復帰支援プラン」モデル及び「介護支援プラン」モデルの普及促進を図るとともに、プランの策定を支援する。加えて、労働者の柔軟な働き方に取り組む事業主が活用できる措置導入・運用マニュアルの作成等により、制度の周知・理解促進を図る。【厚生労働省】
- ・ 働き続けながら子育てや介護を行う労働者の雇用の継続を図るための就業環境整備に取り組む事業主に助成金を支給する。【厚生労働省】
- ・ 時間単位の年次有給休暇制度について、子育て、介護、治療など様々な事情を抱えている者が、柔軟に休暇を取得できるよう、働き方・休み方改善ポータルサイトでの周知リーフレット及び導入事例の掲載等により企業への導入促進を図る。【厚生労働省】
- ・ 労働者一人一人がライフステージに応じて多様な働き方を選択できる勤務地・職務・労働時間を限定した「多様な正社員」制度について、制度を導入する上での留意事項及び好事例の周知、導入支援等を実施するとともに、企業が自らの雇用管理上の課題を分析・把握し、ステップを踏んで「多様な正社員」制度等を選択・導入できるよう、「課題分析ツール」を作成する。【厚生労働省】

- ・ 時間を有効に活用でき、場所の制約を受けない勤務形態であるテレワークについて、適正な労務管理下における普及促進や、中小企業への導入促進に向けて、助成金の活用や専門家による無料相談対応など各種支援策を推進する。【総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省】
 - ・ 効率的・自律的に働ける制度であるフレックスタイム制の導入時における適切な労務管理の徹底を図る。【厚生労働省】
 - ・ 転勤に関する企業のニーズや動向を捉え、企業の転勤に関する雇用管理のポイントを整理した「転勤に関する雇用管理のヒントと手法」の周知を通じて、労働者の仕事と家庭生活の両立の推進を図る。【厚生労働省】
 - ・ 労働者全般の労働契約関係の明確化について、労働基準法（昭和22年法律第49号）の労働条件明示事項に就業場所・業務の変更の範囲を追加する、労働基準法施行規則及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第39号）について、引き続きパンフレット等による周知・啓発を図る。【厚生労働省】
 - ・ 不妊治療と仕事の両立を支援する企業内制度の導入に向けたマニュアルの周知や企業等を対象とした研修会の実施等を行うとともに、くるみんプラス認定等の取得促進や、不妊治療を受けている労働者に休暇制度等を利用させた中小企業事業主に対する助成金の支給により、不妊治療と仕事が両立できる職場環境の整備を行う。【厚生労働省】
 - ・ 中小企業における女性の活躍推進を図るため、育児休業中の代替要員の確保や業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組を推進するとともに、地域の中核企業を始めとした中小企業・小規模事業者が、自社が抱える経営課題の解決に向け、多様な人材の確保・育成・活用や職場環境改善による人材の定着を図るため、人材戦略の検討・策定・実行のためのセミナー・マッチング等を推進する。【厚生労働省、経済産業省】
- ### ② 企業の経営者、業界単位の企業ネットワーク、経済団体等と連携し、女性の活躍の必要性に関する経営者や管理職の意識改革、女性の活躍やワー

ク・ライフ・バランスの推進に向けた経営者のコミットメントを促す。【内閣府、関係省庁】

- ③ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に関する調査研究及び好事例の情報提供を行う。【内閣府】
- ④ 企業・団体の経営者・管理職・担当者や仕事と生活の調和に取り組む全ての人が活用できるよう、仕事と生活の調和に関するメールマガジン「カエル！ジャパン通信」を配信し、好事例の情報提供を行う。【内閣府】

ウ 男性の子育てへの参画の促進、介護休業・休暇の取得促進

- ① 育児等を理由とする男性に対する不利益取扱いや、企業における育児休業等に関するハラスメントを防止するための対策等を推進する。【厚生労働省】
- ② 企業における男性社員の育児休業等取得促進のための事業主へのインセンティブ付与や、取得状況の情報開示（「見える化」）を推進する。【金融庁、厚生労働省】
- ③ 啓発活動や表彰、参加型の公式サイトなどを通じて、企業及び個人に対し情報・好事例等を提供し、男性の仕事と育児の両立の促進を図るとともに、男性の家事・育児への参画や育児休業等取得に関する社会的な機運の醸成を図る。【内閣府、こども家庭庁、厚生労働省】
- ④ 公共交通機関、都市公園や公共性の高い建築物において、ベビーベッド付男性トイレ等の子育て世帯に優しいトイレの整備等を推進するほか、子供連れの乗客等への配慮等を求めることにより、男性が子育てに参画しやすくなるための環境整備を行う。【国土交通省】
- ⑤ 男性が、妊娠・出産の不安と喜びを妻と分かち合うパートナーとしての意識を高めていけるよう、両親ともに参加しやすい日時設定やオンラインでの開催など、両親学級の充実等により、父親になる男性を妊娠期から側面支援する。【こども家庭庁】
- ⑥ 介護のために働けなくなることを防止するため、仕事と介護が両立できる職場環境が整備されるよう、育児・介護休業法の履行確保を図るほか、家族を介護する労働者に介護休業制度等が広く周知されるよう取り組む。【厚生労働省】

エ 女性の就業継続に向けた人材育成

- ① 企業による女性の就業継続に向けた研修の実施等を支援する。【厚生労働省】
- ② 労働者の主体的な職業能力の開発及び向上を促進し、再就職時の職業能力に基づいた評価にも資するよう、業界共通の職業能力評価の物差しとなる技能検定を始め、企業・労働者双方に活用される職業能力評価制度の整備を推進する。【厚生労働省】
- ③ ジョブ・カードを活用したキャリア形成支援を行う。【厚生労働省】

第2節

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及び各種ハラスメントの防止

ア 男女雇用機会均等の更なる推進

- ① 法違反があった場合には是正指導を行うなど、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）の履行確保に取り組み、事業主が報告の求めに応じない場合や、勧告をされたにもかかわらず違反を是正しない場合には、過料、企業名の公表等により同法の実効性を確保する。【厚生労働省】
- ② コース等で区分した雇用管理制度を導入している企業に対して、実質的な男女別雇用管理とならないようコース別雇用管理についての指針や間接差別の範囲を定めた省令の周知徹底を図る。【厚生労働省】
- ③ 男女雇用機会均等法等の関係法令や、制度について、労使を始め社会一般を対象として幅広く効果的に周知するとともに、学校等の教育機関においても、男女の平等や相互の協力、男女が共同して社会に参画することの重要性等についての指導を通じて、その制度等の趣旨の普及に努める。【文部科学省、厚生労働省】
- ④ 男女雇用機会均等に関する労使紛争については、男女雇用機会均等法等に基づく紛争解決の援助制度及び調停を活用し、円滑な紛争解決を図る。【厚生労働省】

- ⑤ 女性活躍推進法の期限（令和7（2025）年度末）を踏まえて所要の検討を行う。【内閣府、厚生労働省】

イ 男女間の賃金格差の解消

- ① 労働基準法第4条や男女雇用機会均等法の履行確保を図るほか、男女間の賃金格差の要因の解消に向け、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定、情報公表、えるばし・プラチナえるばし認定の取得促進等の取組を推進する。【厚生労働省】
- ② 令和4（2022）年7月の女性活躍推進法に関する制度改正による常用労働者数301人以上の一般事業主に対する男女の賃金の差異の公表義務化を契機として、男女の賃金の差異の要因分析・雇用管理改善の促進について、あらゆる機会を通じて周知し、円滑な施行及び実効性の確保を図るとともに、企業向けのコンサルティングの実施により、女性活躍推進のための取組を行う企業を個別支援する。【厚生労働省】

ウ 職場や就職活動における各種ハラスメントの防止等

- ① 企業におけるハラスメント防止措置の推進を図るため、パンフレット等の作成・配布等により、改正された男女雇用機会均等法等の周知・啓発を図るほか、12月を「ハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報・啓発を行う。【厚生労働省】
- ② 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、育児休業等に関するハラスメント及びパワーハラスメントの防止措置を定めた男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）及びそれらの指針の履行確保に取り組む。【厚生労働省】
- ③ 就職活動中の学生に対するハラスメント及びカスタマーハラスメント被害者等からのメールやSNSによる相談に対応する事業を実施する。【厚生労働省】
- ④ 就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメントの防止のため、学生の就職・採用活動開始時期等に関する調査において実態を把握するとともに、改正された男女雇用機会均等法に基づく指

針で示した望ましい取組の周知啓発や、都道府県労働局等の総合労働相談コーナーで相談を受け付ける等関係省庁が連携し適切に対応する。

また、大学等の対応事例について学生支援担当者が集まる会議等を通じて周知啓発を行う。【内閣官房、内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

- ⑤ 性的指向・性自認（性同一性）に関する侮蔑的な言動等を含むハラスメントの防止に取り組むとともに、性的マイノリティに関する企業の取組事例の周知や企業が職場において活用可能な周知啓発資料の作成等を通じて、企業や労働者の性的指向・性自認（性同一性）についての理解を促進する。【厚生労働省】

第3節

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進等による女性の参画拡大・男女間格差の是正

- ① 女性の活躍状況の把握・分析、その結果を踏まえた目標設定、目標達成に向けた取組を内容とする事業主行動計画の策定、女性の活躍状況に関する情報公表等、女性活躍推進に向けて一般事業主・特定事業主が行う積極的改善措置（ポジティブ・アクション）等の取組を促進する。令和4（2022）年度及び令和5（2023）年度から施行された女性活躍推進法に関する制度改正による一般事業主・特定事業主に対する男女間賃金（給与）差異の公表義務化を契機として、差異の要因分析・課題の把握等の促進について、あらゆる機会を通じて周知し、円滑な施行及び実効性の確保を図るとともに、企業向けのコンサルティングの実施により、女性活躍推進のための取組を行う企業・機関を支援する。【内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省】
- ② 個々の女性労働者の活躍推進を阻む要因になり得る無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消するためのセミナー動画を作成し、企業等での活用を促進する。（再掲）【厚生労働省】
- ③ 社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、女性活躍推進法第24条及び公共調達等取組指針に基づき、国、独立行政法人等が総合評価落

札方式又は企画競争方式による調達を行う際は、女性活躍推進法、次世代法及び若者雇用促進法に基づく認定を取得した企業等を加点评価する取組を実施することにより、これらの企業の受注機会の増大を図る。また、加点评価の取組が努力義務となっている地方公共団体においても、国に準じた取組が進むよう働きかけを行う。(再掲)【内閣府、厚生労働省】

- ④ 企業における女性活躍に関する情報も投資判断に資するものと考えられることから、有価証券報告書における女性活躍に関する情報開示の好事例を収集し、周知する。(再掲)【金融庁】
- ⑤ 有価証券報告書に掲載された女性役員に係る情報の集計及び開示の取組や女性役員の登用に資する調査等を通じ、女性の活躍に積極的に取り組む企業が評価されることや、企業における女性役員登用・育成の課題の克服につながるよう努める。(再掲)【内閣府】
- ⑥ 企業による女性の就業継続に向けた研修の実施等を支援する。【厚生労働省】
- ⑦ ライフプランに応じた上位職へのキャリアパスの明確化、メンタリングやスポンサリングを含むキャリア形成支援プログラムの開発・実施、女性管理職のネットワークの構築等の取組を通じ、企業による女性の役員・管理職の育成に向けた取組を支援する。【厚生労働省】
- ⑧ 学校等における女子学生等を対象とした次代を担う人材育成プログラムの開発・実施を促進する。【文部科学省】
- ⑨ 建設産業、海運業、自動車運送事業等(トラック運転者、バス運転者、タクシー運転者、自動車整備士)の女性の参画が十分でない業種・職種において、ICTの活用による生産性の向上、多様な人材が働きやすい環境の整備、人材確保に向けた情報発信・普及啓発等を図ることも含め、女性の就業及び定着を促進する。【厚生労働省、国土交通省】

第4節

非正規雇用労働者の待遇改善、正規雇用労働者への転換の支援

ア 非正規雇用労働者の待遇改善や正規雇用労働者への転換に向けた取組の推進

- ① 令和2(2020)年4月に施行された短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)及び改正された労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)の円滑な施行に取り組み、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消を図る。引き続き、労働基準監督署と都道府県労働局が連携し、同一労働同一賃金の更なる遵守の徹底に取り組む。【厚生労働省】
- ② 賃上げしやすい環境整備に向け、令和6(2024)年度税制改正において強化した賃上げ促進税制の活用促進に加え、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の周知などの価格転嫁の促進や、省力化投資などの生産性向上支援などに取り組みつつ、最低賃金について、2030年代半ばまでに全国加重平均が1,500円となることを目指すとした目標について、より早く達成できるよう、取り組む。【厚生労働省、経済産業省】
- ③ キャリアアップ助成金の活用促進等により非正規雇用労働者の正規雇用労働者への転換を推進する。【厚生労働省】
- ④ 非正規雇用労働者の能力開発を図り、企業内でのキャリアアップ、企業の枠を超えたキャリアアップを推進する。また、キャリア形成・リスキリング推進事業等を通じてキャリアコンサルティング機会の充実に取り組む。さらに、公的職業訓練について、地域における産業の動向やニーズを踏まえて訓練の内容を見直し、必要な訓練を実施する。【厚生労働省】
- ⑤ 正規雇用労働者と短時間労働者・有期雇用労働者の均衡のとれた賃金決定を促進するため、47都道府県に設置している「働き方改革推進支援センター」において職務分析・職務評価の導入支援・

普及促進を行う。【厚生労働省】

イ 公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・推進

- ① 有期契約労働者について、労働契約法（平成19年法律第128号）に規定されている無期労働契約への転換（無期転換ルール）等の更なる周知徹底を図る。【厚生労働省】
- ② 派遣労働者について、労働者派遣法に基づき、派遣先に雇用される通常の労働者との不合理な待遇差の解消を図るとともに、正規雇用労働者化を含むキャリアアップの支援や派遣労働者に対する雇用安定措置等を通じた一層の雇用の安定と保護等を図る。【厚生労働省】
- ③ 非正規雇用労働者の産前産後休業、育児休業、産後パパ育休及び介護休業の法制度の内容について、非正規雇用労働者及び事業主に対する周知・徹底を行うとともに、利用環境を改善する。【厚生労働省】
- ④ 令和6（2024）年10月から中小企業等で働く短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大を着実に実施するとともに、被用者にふさわしい保障の実現の観点から、短時間労働者への更なる被用者保険の適用拡大などの検討を進める。【厚生労働省】
- ⑤ 非正規雇用労働者の正規雇用労働者への転換等を促進するため、勤務地等が限定された「多様な正社員」制度の導入を支援する。【厚生労働省】
- ⑥ 行政機関で働く非常勤職員²について、育児休業や介護休暇等の制度の周知・普及を図るとともに、非常勤職員の制度の趣旨、勤務の内容に応じた処遇が確保されるよう、引き続き配慮や助言を行う。国の行政機関で働く非常勤職員の休暇・休業については、令和3（2021）年度に措置された不妊治療のための休暇（出生サポート休暇）等の新設、育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和、令和4（2022）年10月1日から施行された新たな育児休業制度等について、内容の周知を図る。

総務省では、会計年度任用職員制度の趣旨を踏まえ、勤務の内容に応じた処遇の確保を促進する。地方公共団体で働く会計年度任用職員の休暇・休

業については、国家公務員と同様に、不妊治療のための休暇の新設や育児休業・介護休暇の取得要件の緩和等について職員に周知が行われ、制度の活用が図られるよう、各地方公共団体の取組を促していく。【内閣官房、総務省、（人事院）】

第5節

再就職、起業、雇用によらない働き方等における支援

ア 再就職等に向けた支援

- ① 職業訓練や職業紹介等を実施し、子育て・介護等との両立や仕事から一定期間離れた者に配慮した多様な再就職等の支援を推進する。公的職業訓練においては、育児等により決まった日時に訓練を受講することが困難な者等を対象としたeラーニングコース、子育て中の女性が受講しやすい託児サービス付きの訓練コース等の設定を実施する。【厚生労働省】
- ② 再就職希望者を含む社会人等の就労、スキルアップ、キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を身に付けるためのリカレント教育を推進し、学び直し等の充実を図る。【文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

イ 起業に向けた支援等

- ① 女性の起業を後押しするため、「女性、若者／シニア起業家支援資金」等による資金繰り支援を実施する。（再掲）【経済産業省】
- ② 経済産業省では、スタートアップの起業家に占める女性の割合は少なく、女性起業家特有の課題も存在することから、女性起業家支援を総合的に推進するため、令和5（2023）年5月に公表した「女性起業家支援パッケージ」に基づき、令和2（2020）年12月に設立した「わたしの起業応援団」を地域ごとに一貫して支援が行える体制に拡充し、女性起業家の支援プログラム等を行っていく。

内閣府では、関係団体と連携して地方公共団体が行う女性起業家育成の取組を、地域女性活躍推進交付金を通じて支援する。（再掲）【内閣府、経済産業省】

2 国の期間業務職員等や地方の会計年度任用職員をいう。

- ③ 女性も含めた後継者の事業承継を後押しし、中小企業・小規模事業者の事業統合・再編を促すため、予算・税制等を含めた総合的な支援策を引き続き推進する。また、その活用事例を展開していく。加えて、地方を含めた後継者の活躍を後押しするピッチイベントを開催し、事業承継がビジネスチャンスという気運醸成を図る。(再掲)【経済産業省】

ウ 雇用によらない働き方等における就業環境の整備

- ① 商工業等の自営業も含む小規模事業者の実態の把握及び課題抽出に努める。【経済産業省】
- ② 女性が家族従業者として果たしている役割に鑑み、事業所得等の適切な申告に向けた取組を進めながら、税制等の各種制度の在り方を検討する。【財務省】
- ③ 家内労働手帳の普及、工賃支払の確保、最低工賃の決定及び周知、労災保険特別加入の促進等により家内労働者の労働条件の改善を図る。【厚生労働省】
- ④ 個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、令和6(2024)年秋頃の特定受託事業者に係る取引の適

正化等に関する法律(令和5年法律第25号。以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」という。)の円滑な施行に向け、周知・広報に取り組むとともに、関係する政省令等の整備や執行体制の充実など、必要な準備を進める。内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省の連名で策定した「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」についても、引き続き周知・活用を図る。

また、フリーランスと発注事業者等とのトラブルについて、ワンストップで相談できる窓口(フリーランス・トラブル110番)において、相談体制の拡充やトラブル解決機能の向上により、引き続き迅速かつ丁寧な相談対応や紛争解決の援助を行う。

さらに、労働者災害補償保険の特別加入制度について、フリーランス・事業者間取引適正化等法第2条第1項に規定する特定受託事業者が行う事業を新たに特別加入の対象とする省令改正を行い、令和6(2024)年1月に公布した。施行はフリーランス・事業者間取引適正化等法の施行の日を予定しており、円滑な施行に向けて所要の措置を講ずる。【内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省、経済産業省】

第3分野

地域における男女共同参画の推進

第1節

地方創生のために重要な女性の活躍推進

ア 地方の企業における女性の参画拡大

- ① 女性の管理職・役員の育成など女性の参画拡大の推進、地方公共団体の経済部局や商工会議所等と連携・協働しつつ実施する女性デジタル人材・起業家の育成、様々な課題・困難を抱える女性に寄り添い、意欲と希望に応じて就労までつなげていく支援や相談支援、孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復する

ことができるよう、NPO等の知見を活用した相談支援やその一環として行う生理用品の提供等の支援など、地方公共団体が、多様な主体による連携体制の構築の下で地域の実情に応じて行う取組を、地域女性活躍推進交付金により支援する。また、地方公共団体が行う男女共同参画社会の実現に向けた取組については地方財政措置が講じられており、各地方公共団体の状況に応じて、自主財源の確保を働きかける。【内閣府】

- ② 現在職に就いていない女性・高齢者等の新規就業や、デジタル技術の仕事への活用を目的として、都道府県が官民連携型のプラットフォームを形成

し、地域の実情に応じて、「掘り起こし」、「職場環境改善支援」、「マッチング」等の一連の取組を一体的かつ包括的に実施できるよう支援する。【内閣官房、内閣府】

- ③ 女性や若者等の移住・定着の推進のため、地域を支える企業等への就業と移住や、デジタル技術を活用して地域課題の解決を目的とする起業と移住への支援を行う地方公共団体の取組等についてデジタル田園都市国家構想交付金を活用して支援する。【内閣官房、内閣府】
- ④ 女性も含めた後継者の事業承継を後押しし、中小企業・小規模事業者の事業統合・再編を促すため、予算・税制等を含めた総合的な支援策を推進する。また、その活用事例を展開していく。加えて、地方を含めた後継者の活躍を後押しするピッチイベントを開催し、事業承継がビジネスチャンスという気運醸成を図る。(再掲)【経済産業省】
- ⑤ 男性の経営者や地方公共団体の長に対し「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」への参加を促し、それぞれの組織における女性人材の発掘、能力開発、登用、そのための意識変革・働き方改革などの取組を促進する。特に、地方の企業や中小企業・小規模事業の経営者へ参加の輪を広げていく。(再掲)【内閣府】
- ⑥ 女性の活躍状況の把握・分析、その結果を踏まえた目標設定、目標達成に向けた取組を内容とする一般事業主行動計画の策定、女性の活躍状況に関する情報公表等、女性活躍推進に向けて一般事業主が行う積極的改善措置(ポジティブ・アクション)等の取組を促進する。また、令和4(2022)年7月の女性活躍推進法に関する制度改正による常用労働者数301人以上の一般事業主に対する男女の賃金の差異の公表義務化を契機として、男女の賃金の差異の要因分析・雇用管理改善の促進について、あらゆる機会を通じて周知し、円滑な施行及び実効性の確保を図るとともに、企業向けの説明会の開催やコンサルティングの実施により、女性活躍推進のための取組を行う企業を個別支援する。(再掲)【厚生労働省】
- ⑦ 社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、女性活躍推進法第24条及び公共調達等取組指針に基づき、国、独立行政法人等が総合評価落

札方式又は企画競争方式による調達を行う際は、女性活躍推進法、次世代法及び若者雇用促進法に基づく認定を取得した企業等を加点点評価する取組を実施することにより、これらの企業の受注機会の増大を図る。また、加点点評価の取組が努力義務となっている地方公共団体においても、国に準じた取組が進むよう働きかけを行う。(再掲)【内閣府、厚生労働省】

- ⑧ 役員候補者となり得る女性人材のデータベース「女性リーダー人材バンク」の利用者増加に向けた取組の検討を行う。(再掲)【内閣府】
- ⑨ 建設産業、海運業、自動車運送事業等(トラック運転者、バス運転者、タクシー運転者、自動車整備士)の女性の参画が十分でない業種・職種において、ICTの活用による生産性の向上、多様な人材が働きやすい環境の整備、人材確保に向けた情報発信・普及啓発等を図ることも含め、女性の就業及び定着を促進する。(再掲)【厚生労働省、国土交通省】
- ⑩ 女性の起業を後押しするため、「女性、若者／シニア起業家支援資金」等による資金繰り支援を実施する。(再掲)【経済産業省】
- ⑪ 経済産業省では、スタートアップの起業家に占める女性の割合は少なく、女性起業家特有の課題も存在することから、女性起業家支援を総合的に推進するため、令和5(2023)年5月に公表した「女性起業家支援パッケージ」に基づき、令和2(2020)年12月に設立した「わたしの起業応援団」を地域ごとに一貫して支援が行える体制に拡充し、女性起業家の支援プログラム等を行っていく。

内閣府では、関係団体と連携して地方公共団体が行う女性起業家育成の取組を、地域女性活躍推進交付金を通じて支援する。(再掲)【内閣府、経済産業省】

イ 地方における多様で柔軟な働き方の実現

- ① 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行う。(再掲)【厚生労働省】
- ② 多様で柔軟な働き方の実現に向けた中小企業の取組を促進する。
 - ・ 中小企業事業主に対して、「育休復帰支援プラン」モデル及び「介護支援プラン」モデルの普及促進を図るとともに、プランの策定を支援する。加えて、労働者の柔軟な働き方に取り組む事業主が活用できる措置導入・運用マニュアルの作成等により、制度の周知・理解促進を図る。(再掲)【厚生労働省】
 - ・ 時間を有効に活用でき、場所の制約を受けない勤務形態であるテレワークについて、適正な労務管理下における普及促進や、中小企業への導入促進に向けて、助成金の活用や専門家による無料相談対応など各種支援策を推進する。(再掲)【総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省】
 - ・ 中小企業における女性の活躍推進を図るため、育児休業中の代替要員の確保や業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組を推進するとともに、地域の中核企業を始めとした中小企業・小規模事業者が、自社が抱える経営課題の解決に向け、多様な人材の確保・育成・活用や職場環境改善による人材の定着を図るため、人材戦略の検討・策定・実行のためのセミナー・マッチング等を推進する。(再掲)【厚生労働省、経済産業省】

ウ 地方議会・地方公共団体における取組の促進

- ① 地方議会において女性を含めたより幅広い層が議員として参画しやすい環境整備に資するよう、議会運営上の工夫や住民参加の取組等におけるデジタル化への対応等も含めて取組を行う。また、候補者となり得る女性の人材育成のため、各地方議会における「女性模擬議会」等の自主的な取組について情報提供を行う。(再掲)【総務省】

- ② 会議規則における出産・育児・介護等に伴う欠席規定の整備状況やハラスメント防止に関する取組の実施状況等、地方公共団体・地方議会における両立支援状況を始めとする施策の推進状況を調査し、「見える化」の推進や好事例の展開を行う。(再掲)【内閣府】
- ③ 地方公務員の女性職員の活躍について、各地方公共団体の実情に即し、主体的かつ積極的に取組を推進するよう要請する。また、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画や女性の活躍状況に関する情報の公表について、数値目標を設定した項目の進捗状況及び取組の実施状況が経年で公表されることを徹底するとともに、各団体の取組について、「女性活躍推進法『見える化』サイト」で比較できる形での「見える化」を行う。また、「職員の男女の給与の差異」の適切な公表に向けた公表方法の周知や、各団体における公表内容の「見える化」に取り組むとともに、公表内容の把握・分析や差異解消に向けた取組を促進する。(再掲)【内閣府、総務省】
- ④ 各都道府県・政令指定都市が設定している審議会等委員への女性の参画に関する数値目標や、これを達成するための様々な取組、女性比率の現状、女性が1人も登用されていない審議会等の状況等を調査し取りまとめて提供し、審議会等委員への女性の参画を促進する。(再掲)【内閣府、関係省庁】

エ 地域に根強い固定的な性別役割分担意識等の解消

- ① 固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消に資する、また、固定観念や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を生じさせない取組に関する情報収集を行うとともに、啓発手法等を検討し、情報発信を行う。【内閣府】
- ② 「男女共同参画週間」(毎年6月23日から同月29日まで)や「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」において、地方公共団体や関係機関・団体と連携し、男女共同参画に関する意識の浸透を図る。【内閣府】

第2節

農林水産業における男女共同参画の推進

ア 農林水産業における政策・方針決定過程への女性参画の推進

- ① 地域をリードできる女性農林水産業者を育成し、農業委員や農業協同組合、森林組合、漁業協同組合の役員及び土地改良区等の理事に占める女性の割合の向上や女性登用ゼロからの脱却に向けた取組などを一層推進する。また、女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画の策定等が義務となっている事業主については、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用し、女性の活躍推進に向けた取組を推進するよう要請する。また、地方公共団体、農林水産団体等に対して、女性の登用促進や具体的な目標の設定等についての働きかけを行う。【内閣府、厚生労働省、農林水産省】
- ② 地域の農業を牽引するリーダーとなり得る女性農業経営者を育成するため、実践型研修を実施する。【農林水産省】
- ③ 女性が役員の過半を占める農業法人等が事業を実施する場合に貸付限度額を引き上げる特例措置を設けた融資を活用して、役員等への女性登用を促進する。【農林水産省】
- ④ 地域レベルの女性グループの形成やその取組を支援するとともに、好事例を展開する。また、女性農業者のグループ間ネットワークづくりを推進する。【農林水産省】
- ⑤ 地域計画（これまでの人・農地プランを基礎として、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに農用地等を表示した目標地図などを明確化し、公表したもの。）の策定及び実践における女性農業者の参画を推進する。【農林水産省】
- ⑥ 林業における女性の活躍を促進するため、森林資源を活用した起業や既存事業の拡張の意思がある女性を対象に、地域で事業を創出するための対話型の講座を実施する取組等を支援する。【農林水産省】
- ⑦ 水産業における女性の参画を推進するとともに、

水産業経営の改善を図るため、起業的取組を行う女性グループの取組、女性の経営能力の向上や女性が中心となって取り組む加工品の開発、販売等の実践的な取組を支援し、優良な取組の全国各地への普及を図る。【農林水産省】

イ 女性が能力を発揮できる環境整備

- ① 認定農業者制度における農業経営改善計画申請の際に夫婦などによる共同申請や女性の活躍推進に向け補助事業等の活用を通じて、女性の農業経営への参画を推進する。【農林水産省】
- ② 「農業女子プロジェクト」や「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」における企業や教育機関との連携強化、地域活動の推進により女性農林水産業者が活動しやすい環境を作る。【農林水産省】
- ③ 家族経営協定の締結による就業条件の整備を推進する。また、家族経営協定を締結した女性農業者に対する融資の活用を促進する。【農林水産省】
- ④ 女性の活躍推進に取り組む優良経営体(WAP: Women's Active Participation in Agriculture)や女性農林水産業者の活躍の事例の普及を推進する。【農林水産省】
- ⑤ 女性グループが行う漁業生産活動に対する融資の活用を推進することにより、女性が行う水産業に関連する経営や起業等を支援する。【農林水産省】
- ⑥ 女性の就農希望者等に対し、就農相談会、農業法人による会社説明会、就農促進PR活動、農業者による農業高校への出前授業等を通じて、農業への理解を促進し、円滑な就農を支援する。【農林水産省】
- ⑦ 女性農業者の農業者年金への加入を促進する。【農林水産省】
- ⑧ 労働時間の管理、休日・休憩の確保、更衣室や男女別トイレの整備、キャリアパスの提示やコミュニケーションの充実など、女性が働きやすい環境づくりを推進する。また、農林水産業で働く女性にとっても扱いやすく、かつ高性能な機械の開発や普及など、スマート農林水産業の推進を行う。【農林水産省】
- ⑨ 女性農業者の育児と農作業のサポート活動を支援する。【農林水産省】
- ⑩ 女性の参画による農山漁村が持つ地域資源を活用した地域の活動計画づくり等を促進し、また、

農山漁村が潜在的に有する地域資源を引き出して地域の活性化や所得向上に取り組む優良事例を選定し、全国へ発信することを通じて他地域への横展開を図る。【農林水産省】

第3節 地域活動における男女共同参画の推進

- ① P T A、自治会・町内会等、地域に根差した組

織・団体の長となる女性リーダーを増やすための機運の醸成や女性人材の育成を図る。【内閣府、総務省、文部科学省、関係省庁】

- ② 学校・保育所の保護者会（P T A等）や自治会・町内会など、学校・園関連の活動や地域活動について、男女ともに多様な住民が参加しやすい活動の在り方を提示するとともに、優良事例の横展開を図る。【内閣府、総務省、文部科学省、関係省庁】

第4分野

科学技術・学術における男女共同参画の推進³

第1節 科学技術・学術分野における女性の参画拡大

ア 科学技術・学術分野における女性の採用・登用の促進及び研究力の向上

- ① 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等が義務となっている事業主（大学を含む。）については、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用し、研究職や技術職として研究開発の分野で指導的地位に占める割合を高める等、女性の活躍推進に向けた取組を推進するよう要請する。【内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係省庁】
- ② 「第6次科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）における数値目標を踏まえ、科学技術・学術分野における女性の新規採用・登用に関する数値目標の達成に向けて、各主体（大学、研究機関、学術団体、企業等）が自主的に採用・登用に関する目標を設定し、その目標及び推進状況を公表するよう要請する。【内閣府、文部科学省、関係省庁】
- ③ 男女共同参画会議、総合科学技術・イノベー

ション会議及び日本学術会議の連携を強化するとともに、「統合イノベーション戦略2024」において、男女共同参画及び女性活躍促進の視点を踏まえた具体的な取組を明記する。【内閣府】

- ④ 国が関与する科学技術プロジェクト等における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組を推進するなど、科学技術・学術に係る政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。【内閣府、文部科学省】
- ⑤ 日本学術会議において、学術分野における男女共同参画を推進するため積極的な調査等を行う。【内閣府】
- ⑥ 研究者・技術者、研究補助者等に係る男女別の実態を把握するとともに統計データを収集・整備し、分野等による差異、経年変化を分析し、改善策を見いだす。【内閣府、総務省、文部科学省、関係省庁】

イ 科学技術・学術分野における女性人材の育成等

- ① 女性研究者・技術者の採用の拡大や研究現場を主導する女性リーダーの育成に向けて、上位職へのキャリアパスの明確化、メンタリングを含めたキャリア形成支援プログラムの構築、その他女性

3 国立大学や私立大学などの教育研究機関は、第2分野の「雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」に記載されている施策の対象となる。例えば、労働基準法、育児・介護休業法、次世代法、女性活躍推進法などの法律の適用対象である。

研究者・技術者の採用及び登用に関する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組について、大学、研究機関、学術団体、企業等への普及を図る。【内閣府、文部科学省、関係省庁】

- ② 女性研究者・技術者の就業継続や研究力の向上に向けた女性研究者・技術者のネットワーク形成支援、メンター制度の導入、ロールモデル情報の提供、定期的な研修や相談窓口の活用、各種ハラスメントのない職場環境の整備等を促進する。【内閣府、文部科学省、関係省庁】
- ③ 大学、研究機関、学術団体、企業等の経営層や管理職が多様な人材をいかした経営の重要性を理解し、女性研究者・技術者の活躍推進に積極的に取り組むよう、男女共同参画に関する研修等による意識改革を促進する。【内閣府、文部科学省、関係省庁】
- ④ 男女双方に対する研究と出産・育児・介護等との両立支援や、女性研究者の研究力向上及びリーダー経験の機会の付与、博士後期課程へ進学する女子学生への支援の充実等を一体的に推進する、ダイバーシティ実現に取り組む大学等を支援する。【文部科学省】

第2節

男女共同参画と性差の視点を踏まえた研究の促進

- ① 体格や身体の構造と機能の違いなど、性差等を考慮した研究・技術開発の実施が促進されるよう、事業の性格等に応じて性差を考慮して実施すべき旨を各事業の公募要領等に記載する等の取組を推進する。【内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、関係省庁】
- ② 国が関与する公募型の大型研究はもとより競争的研究費について、採択条件に、事業の特性も踏まえつつ、男女共同参画の視点の有無と取組状況を評価するよう、競争的研究費に関する関係府省申合せを踏まえた取組を推進する。【内閣府、文部科学省、関係省庁】
- ③ 国が関与する競争的研究費において、事業の特性も踏まえつつ、採択条件に、出産・育児・介護等に配慮した取組を評価するよう、競争的研究費に関する関係府省申合せを踏まえた取組を推進する。【内閣府、文部科学省、関係省庁】

- ④ 研究期間中にライフイベントの発生が予想される優秀な女性研究者が安心して研究者代表として応募できるよう、研究中断後の研究再開を認める等の旨を各事業の公募要領等に記載する等の取組を推進する。【内閣府、文部科学省、関係省庁】

第3節

男女の研究者・技術者が共に働き続けやすい研究環境の整備

ア 研究活動と育児・介護等の両立に対する支援及び環境整備

- ① 大学、研究機関、企業等において、男女の研究者・技術者が仕事と育児・介護等を両立できるようにするため、長時間労働の解消、短時間勤務やフレックスタイム勤務、テレワークによる多様な働き方の推進、育児・介護等に配慮した雇用形態や両立支援制度の確立、キャリアプランや育児・介護等に関する総合相談窓口の設置など保育・介護サービスや病児・夜間保育の確保等を促進する。【こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省】
- ② 男女の研究者向けの柔軟な勤務体制の構築や研究支援員の配置など、女性研究者のみでなく男女が共に育児や介護を担っていくことへの支援を積極的に進める大学等を支援する。【文部科学省】
- ③ 出産・育児・介護等により研究から一時的に離脱せざるを得ない場合において、研究期間中の研究中断・中断後の研究再開を継続できるよう、研究期間の中断や延長、中断中の代行者や研究支援者の登用等により研究を継続できる旨を各事業の公募要領等に記載する等の取組を推進する。【内閣府、文部科学省、関係省庁】
- ④ 出産・育児・介護等により研究から一時的に離脱した者に対して不利な取扱いを受けることのないよう、若手研究者向け支援事業の応募要件における年齢制限等において、ライフイベントの期間を考慮する旨を各事業の公募要領等に記載する等の取組を推進する。【内閣府、文部科学省、関係省庁】
- ⑤ 博士の学位取得者で優れた研究能力を有する者が、出産・育児による研究中断後、円滑に研究現場に復帰するための支援や、1年以上の海外渡航

に係る家族の往復航空賃の支援を実施する。【文部科学省】

イ 大学や研究機関におけるアカデミック・ハラスメントの防止

- ① 大学や研究機関に対して、各種ハラスメントの防止のための取組が進められるよう必要な情報提供等を行うなど、各種ハラスメント防止等の周知徹底を行う。また、各種ハラスメントの防止のための相談体制の整備を行う際には、第三者的視点を取り入れるなど、真に被害者の救済となるようにするとともに、再発防止のための改善策等が大学運営に反映されるよう促す。また、雇用関係にある者の間だけでなく、学生等関係者も含めた防止対策の徹底を促進する。【文部科学省】

第4節

女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成

ア 次代を担う理工系女性人材の育成

- ① Society 5.0の実現に向けてAIやIoT等のIT分野の教育を強化するべく、シンポジウム等を実施する。取組が可能になった地方公共団体・学校から、生成AIの適切な活用や高度なプログラミング教育、デジタルものづくりなどを実施し、先進事例を創出する。【内閣府、デジタル庁、文部科学省、経済産業省】
- ② 文理融合基礎枠の新設等を含むスーパーサイエンスハイスクールの充実や高等学校における理数系教育の強化を通じて、女子生徒の科学技術に関する関心を高める。【文部科学省】
- ③ 好事例やロールモデルの紹介等を通じ、理工系女性人材の育成について、企業・大学・学術団体等による取組を促進する。【内閣府】
- ④ 国立大学における、女性研究者等多様な人材による教員組織の構築に向けた取組や女子生徒の理工系学部への進学を促進する取組等を学長のマネジメント実績として評価し、運営費交付金の配分に反映する。また、私立大学等経常費補助金において、女性研究者を始め子育て世代の研究者を支援することとしており、柔軟な勤務体制の構築等、

女性研究者への支援を行う私立大学等の取組を支援する。【文部科学省】

- ⑤ 理工チャレンジの取組や理工系女子応援ネットワーク会議（関係府省や経済界、学界、民間団体等産学官から成る支援体制）を通して、地域における意識啓発や情報発信等を実施し、地域の未来を担う理工系女性人材の育成や地方定着につながる取組を促進する。また、全国各地にSTEM Girls Ambassadorsを派遣するとともに、複数の地域において、若手理工系人材による出前授業を実施し、各地域の理工系進路選択の契機となる機会を創出する。【内閣府】
- ⑥ 大学と小・中・高等学校が連携して授業開発・授業研究を行う際、男女共同参画の視点にも配慮するよう促す。【内閣府、文部科学省】
- ⑦ 海洋人材の育成に当たっては、国立大学等が保有する船舶において、女性に配慮した環境整備を促進する。【文部科学省】
- ⑧ 大学・高専機能強化支援事業を通じて、女子学生を含む多様な入学生の確保等に取り組む大学・高専の成長分野への学部再編等を支援する。【文部科学省】
- ⑨ 大学入学者選抜実施要項や教学マネジメント指針（追補）、好事例集の周知により、理工系の女子などを対象にした入学者の多様性を確保する選抜の促進を図る。【文部科学省】

イ 理工系分野に関する女子児童・生徒、保護者及び教員の理解促進

- ① 大学、研究機関、学術団体、企業等の協力の下、女子児童・生徒、保護者及び教員に対し、理工系選択のメリットに関する意識啓発や、理工系分野の仕事内容、働き方及び理工系出身者のキャリアに関する理解を促す取組を推進する。また、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の払拭に取り組むとともに、女子生徒の理工系進路選択を促進するための調査研究を行う。【内閣府、文部科学省】

Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

第5分野

女性に対するあらゆる暴力の根絶

第5分野

女性に対するあらゆる暴力の根絶

第1節

女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための基盤づくり

- ① 女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、「女性に対する暴力をなくす運動」を全国的な運動としてその時々の課題を重要テーマとして設定し、効果的な広報啓発を一層推進する。また、被害者自身が被害と認識していない場合があることや、被害を受けていることを言い出しにくい現状があることも踏まえ、女性に対する暴力に関する認識の向上や、悪いのは被害者ではなく加害者であり、暴力を断じて許さないという社会規範の醸成を図る。【内閣府、法務省、関係省庁】
- ② 様々な状況に置かれた被害者に情報が届くよう、官民が連携した広報啓発を実施するとともに、加害者や被害者を生まないための若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。また、高齢者における配偶者からの暴力被害も多いことを踏まえ、高齢の被害者に支援の情報が届きやすいよう広報・啓発を充実させる。【内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係省庁】
- ③ 内閣府では、DV相談プラスを実施して、配偶者等からの暴力の被害者の多様なニーズに対応できるよう、毎日24時間の電話相談、SNS・メール相談及び外国語での相談の対応を行うとともに、各地域の民間支援団体とも連携し、相談員が必要と判断した場合には、関係機関等への同行支援なども行う。また、最寄りの配偶者暴力相談支援センター等につながるDV相談ナビを実施する。さらに、DV被害者等セーフティネット強化支援事業による交付金（性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業））の交付により、官民連携の下で民間シェ

ルター等による先進的な取組を推進する都道府県等への支援を行う。【内閣府、関係省庁】

- ④ 関係行政機関等において、相談窓口の所在等を広く周知するとともに、電話相談や窓口相談についてサービス向上を促進するため、電話相談の番号の周知や相談しやすくするための工夫、SNS等を活用した相談の実施、夜間・休日における相談対応の実施等の方策を促進する。

内閣府では、性犯罪・性暴力被害者支援のため、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）の全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」の周知を図るとともに、若年層等の性暴力被害者が相談しやすいよう、SNS相談「Cure time（キュアタイム）」を実施する。さらに、性犯罪・性暴力の夜間の相談や救急対応のため、夜間休日には対応していないワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して支援する「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」を運営し、性犯罪・性暴力被害者支援の充実に努める。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、厚生労働省】

- ⑤ 中長期にわたる被害者の心身の回復を支援するため、トラウマ・ケアの専門家を育成し、身近な場所で適切な相談・カウンセリングが経済的負担なく受けられる体制を構築していくとともに、ニーズに応じた対応が可能な民間団体や自助グループの活動を促進する。【内閣府、警察庁、厚生労働省】
- ⑥ 男性被害者等に対する必要な配慮が図られるよう、ワンストップ支援センターの相談員等を対象とした研修の実施等により、相談及び支援体制の充実を図る。【内閣府、関係省庁】

- ⑦ 被害者と直接接することとなる警察官、検察職員、更生保護官署職員、地方出入国在留管理局職員、女性相談支援センター職員、女性相談支援員、児童相談所職員、民間団体等について、男女共同参画の視点から被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層の研修機会の拡大等に努めるとともに、関係機関間や職員間の連携を促進する。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、厚生労働省、関係省庁】
- ⑧ ケーススタディの手法やオンライン研修教材の活用等により、SNS等を活用した相談を含む、現場における対応に重点を置いた各職務関係者に対する研修を充実させ、支援に携わる人材育成を図る。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、厚生労働省】
- ⑨ 女性に対する暴力に関する認識を深め、被害者の置かれた状況に十分配慮できるよう、刑事司法関係者に対する研修等の充実を図る。【法務省】
- ⑩ 法曹養成課程において、女性に対する暴力に関する法律及び女性に対する暴力の被害者に対する理解の向上を含め、国民の期待と信頼に応える法曹の育成に努める。【法務省、文部科学省】
- ⑪ 女性に対する暴力に関する被害者支援の充実を図るため、民間シェルター等と警察や福祉などとの協働が円滑に行われるよう、官民双方向の連携の仕組みを構築するとともに、民間団体の活用による支援の充実に努める。【内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係省庁】
- ⑫ 被害者に対しては、暴力の形態や被害者の属性等に応じて、相談、保護、生活・就業等の支援、情報提供等をきめ細かく実施する。また、官民・官官・広域連携の促進を通じて、中長期的見守りなど切れ目のない被害者支援を実施する。【内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係省庁】
- ⑬ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に基づき、包括的な支援体制の構築を進める。【厚生労働省】
- ⑭ 重大事件等の暴力被害に関する必要な検証を行い、重大な被害につながりやすい要因を分析し、今後の対応に活用する。【警察庁、関係府省】
- ⑮ 内閣府では、平成11（1999）年度から実施している「男女間の暴力に関する調査」について、

令和5（2023）年度調査を実施したところであり、その結果を関係省庁に共有し、今後の対応に活用する。

法務省では、令和5（2023）年度に実施した犯罪被害実態（暗数）調査の調査結果を分析し、分析結果を公表する。【内閣府、法務省、関係省庁】

- ⑯ 法務省の人権擁護機関では、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置するなどして、夫・パートナーからの暴力やセクシュアルハラスメント等女性の人権問題に関する相談体制のより一層の充実を図る。【法務省】

第2節

性犯罪・性暴力への対策の推進

- ① 「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和5年3月30日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）に基づき、令和5（2023）年度から令和7（2025）年度までの3年間を「更なる集中強化期間」として、性犯罪・性暴力の根絶のための取組や被害者支援を強化する。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係省庁】
- ② 第211回国会（令和5（2023）年）において成立した、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）並びに性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）の趣旨及び内容を踏まえ、その適切な運用に努めるなど、必要な措置を講ずる。【法務省、関係府省】
- ③ 監護者による性犯罪・性暴力や障害者に対する性犯罪・性暴力等について、厳正かつ適切な対処に努めるなど、必要な措置を講ずる。【こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省】
- ④ 内閣府では、平成11（1999）年度から実施している「男女間の暴力に関する調査」について、令和5（2023）年度調査を実施したところであり、その結果を関係省庁に共有し、今後の対応に活用する。（再掲）【内閣府、関係省庁】
- ⑤ 各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「＃8103（ハートさん）」につい

て国民への更なる周知や性犯罪捜査担当係への女性警察官の配置推進等、性犯罪被害に遭った女性が安心して警察に届出ができる環境づくりのための施策を推進し、性犯罪被害の潜在化防止に努める。【警察庁】

⑥ 性犯罪に関して被害の届出がなされた場合には、被害者の立場に立ち、明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除いて、即時に受理することを更に徹底する。また、被害届受理時の説明によって、被害者に警察が被害届の受理を拒んでいるとの誤解を生じさせることがないように、必要な指導を行う。告訴についても、被害者の立場に立って、迅速・的確に対応する。【警察庁】

⑦ 性犯罪等の被害者は、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的な疾患に苦しむケースが少なくない現状を踏まえ、捜査関係者を含む関係者において、被害者の精神面の被害についても的確に把握し、事案に応じた適切な対応を図る。【警察庁、関係府省】

⑧ 令和5（2023）年3月30日に関係府省庁連名で取りまとめられた「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ（令和5年3月30日内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、国土交通省取りまとめ）」に基づき、痴漢は重大な性犯罪であるという認識の下、徹底した取締り等による加害者への厳正な対処、被害申告・相談をしやすい環境の整備、痴漢対策等のための防犯アプリの普及や鉄道事業者等と連携した痴漢防止の広報・啓発活動等の取組を関係府省が一体となって実施する。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、文部科学省、国土交通省】

⑨ ワンストップ支援センターについて、24時間365日対応化や拠点となる病院の環境整備等の促進、コーディネーターの配置・常勤化などの地域連携体制の確立、専門性を高めるなどの人材の育成や運営体制確保、支援員の適切な処遇など運営の安定化及び質の向上を図る。

また、全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」を周知するとともに、ワンストップ支援センターの通話料の無料化を継続する。夜間・休日においても相談を受け付けるコールセンターの運営、地域での緊急事案への対応体制の整備等、相談につながりやすい体制整備を図る。さら

に、若年層等の性暴力被害者が相談しやすいよう、SNS相談「Cure time（キュアタイム）」を実施する。【内閣府、厚生労働省、関係省庁】

⑩ ワンストップ支援センターと女性相談支援センター・女性相談支援員などとの連携を強化し、機動的な被害者支援を展開する。また、被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、性犯罪被害者支援に係る関係部局と民間支援団体間の連携を促進する。さらに、障害者や男性等を含め、様々な被害者への適切な対応や支援を行えるよう、支援実態の調査や研修を実施する。【内閣府、警察庁、厚生労働省、関係省庁】

⑪ 被害者からの事情聴取に当たっては、その精神状態等に十分に配慮するとともに、被害者が安心して事情聴取に応じられるよう、引き続き女性警察官等の配置や、被害者の心情に配慮した被害者専用の事情聴取室の活用などによる事情聴取等の推進に努める。被害者の事情聴取の在り方等について、引き続き、精神に障害がある性犯罪被害者に配慮した聴取（代表者聴取）の取組の試行を行うほか、より一層適切なものとなるような取組を検討し、適切に対処する。また、被告人の弁護人は、被害者に対する尋問に際しては、十分に被害者の人権に対する配慮が求められることにつき、啓発に努める。【警察庁、こども家庭庁、法務省、国土交通省】

⑫ 被害者に対する不適切な対応による更なる被害を防止する観点も含め、支援に従事する関係者に対して、啓発・研修を実施する。また、刑事司法に関係する検察官等に対し、性犯罪に直面した被害者の心理や障害のある性犯罪被害者の特性や対応についての研修を実施する。

内閣府では、性犯罪被害者等が安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するために、ワンストップ支援センターの相談員等を対象としたオンライン研修教材を提供するとともに、研修を実施する。【内閣府、法務省、関係省庁】

⑬ 医療機関における性犯罪被害者の支援体制及び被害者の受入れに係る啓発・研修を強化し、急性期における被害者に対する治療、緊急避妊等に係る支援を含む、医療機関における支援を充実させるとともに、支援に携わる人材の育成に資するよう、とりわけ女性の産婦人科医を始めとする医療

関係者に対する啓発・研修を強化する。【厚生労働省、関係府省】

- ⑭ 性犯罪被害者に対する包括的・中長期的な支援を推進するとともに、警察庁においては、医療費・カウンセリング費用の公費負担制度の効果的な運用を図る。

内閣府では、性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金により、ワンストップ支援センターを利用する被害者の医療費・カウンセリング費用の助成を行う。また、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた医師、看護師、医療関係者等や民間支援員の活用を促進する。【内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省】

- ⑮ 性犯罪・性暴力事件及びその裁判に関する報道において、被害に関する詳細な描写や被害者が特定される情報が深刻な二次被害をもたらすことから、その取扱いの配慮について、メディアへの啓発を行うための必要な検討を行う。【内閣府、関係省庁】
- ⑯ 医師や看護師を養成する教育の中で、性犯罪被害等に関する知識の普及に努める。【文部科学省、厚生労働省】
- ⑰ 被害者の心のケアを行う専門家の育成等相談体制の充実を図る。【厚生労働省】
- ⑱ 関係府省や都道府県警察において、16歳未満の子供を対象とした暴力的性犯罪受刑者の出所後の所在等の情報を共有し、その所在を確認するとともに、性犯罪者に対する多角的な調査研究を進めるなど、効果的な再犯防止対策を進める。【警察庁、法務省】
- ⑲ 刑事施設及び保護観察所において性犯罪者に実施している専門的プログラムの着実な実施や、指導者の育成など、性犯罪者に対する再犯防止対策を進める。【法務省】
- ⑳ 二次被害防止の観点から被害者支援、捜査及び刑事裁判手続における被害者のプライバシー保護を図るとともに、メディア等を通じた的確な情報発信により性犯罪に対する一般社会の理解を増進する。【内閣府、警察庁、法務省、関係省庁】
- ㉑ 性犯罪・性暴力の実態把握に努めるとともに、これを含め、性暴力等を許さない気運の更なる醸成に向けた予防啓発の拡充に努める。【内閣府、関係省庁】

- ㉒ アダルトビデオ出演被害について、性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和4年法律第78号。以下「AV出演被害防止・救済法」という。）による出演被害の防止及び被害者の救済が適切に図られるよう、相談窓口であるワンストップ支援センターにおける被害者への相談支援の充実、SNSの活用等による広報啓発の継続的な実施、厳正な取締りの推進等に努める。【内閣府、警察庁、法務省、関係省庁】

第3節

子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

- ① 「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」（令和5年7月26日「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」・「こどもの性的搾取に係る対策に関する関係府省連絡会議」合同会議）に基づき、子供・若者の性犯罪・性暴力被害への対策の強化を図る。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、観光庁】
- ② 学校、児童福祉施設等の子供と直接接する業務を行う施設において、子供が相談しやすい環境を整備し、性的虐待の兆候を把握して児童相談所等との確に連携するための研修・広報啓発を実施する。あわせて、二次被害の防止及び円滑な専門機関への相談のために、最初に性的虐待の被害を打ち明けられる可能性がある保護者、保育士、教師など子供に関わる大人に対して、初動対応に関する啓発を推進する。【こども家庭庁、法務省、文部科学省】
- ③ 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者の児童相談所等への通告義務を周知徹底するとともに、児童相談所、警察等においては、性的虐待の認知・把握に努め、被害児童の保護、被害児童に配慮した聴取（代表者聴取）、加害者の検挙と適切な処罰等に向けた必要な施策を実施する。【警察庁、こども家庭庁、法務省、文部科学省】
- ④ 若年女性を対象に、女性相談支援センター等の

公的機関と民間支援団体とが密接に連携し、夜間の見回り・声かけ、インターネット上での相談などのアウトリーチ支援や居場所の確保、相談対応、自立支援等の支援を行う。【厚生労働省】

- ⑤ 児童相談所やワンストップ支援センター等において、性的な暴力被害を受けた子供に対する被害直後及びその後の継続的な専門的ケアや支援が実施されるよう取組を進める。あわせて、専門的知識を備えた人材の育成を推進する。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、文部科学省】
 - ⑥ 被害児童の負担を軽減しつつ、適正な診断・治療等ができるよう、学術団体を含め、産婦人科医、小児科医等に対する研修を促進する。【内閣府、こども家庭庁】
 - ⑦ 被害児童の学習や通学など社会生活が妨げられないよう、学校で教職員が相談に乗ったり、関係機関と連携したりするなどの、適切な措置を講ずる。【文部科学省】
 - ⑧ 通学路や公園等における防犯・安全対策を強化し、性犯罪の前兆となり得るつきまとい等の行為に対する捜査・警告を的確に実施する。【警察庁】
 - ⑨ 文部科学省では、令和4（2022）年4月1日より施行された教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）や、同法に基づく基本的な指針を踏まえ、令和5（2023）年4月1日より稼働している特定免許状失効者等に関するデータベースの活用徹底や、教育職員等に対する研修・啓発の充実などの予防的取組の推進、事案早期発見のための定期的な調査の実施や相談体制の整備、児童生徒性暴力等に及んだ教員について原則として懲戒免職とするなどの厳正な対処など、教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶に向け、同法の適切かつ確実な運用を図る。
- こども家庭庁では、児童生徒等へのわいせつ行為等を行ったことにより保育士登録を取り消された者の情報が記録されたデータベースを令和6（2024）年4月1日より運用開始し、保育士を任命・雇用する者による活用を推進する。【こども家庭庁、文部科学省】
- ⑩ 子供の性被害防止対策については、関係府省庁

が連携して総合的な対策を推進する。【こども家庭庁、法務省、文部科学省、経済産業省、関係府省】

- ⑪ 「子供の性被害防止プラン2022⁴」に基づき、政府全体で児童買春・児童ポルノ等の対策を推進する。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、観光庁】
- ⑫ アダルトビデオ出演被害を含め、若年層の性暴力被害に関し、実態把握や取締り等の強化、教育・啓発の強化、相談体制の充実、保護・自立支援の取組強化等の施策を総合的に推進する。【内閣府、関係省庁】
- ⑬ 毎年4月の「若年層の性暴力被害予防月間」に、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を効果的に展開する。【内閣府、関係省庁】
- ⑭ 子供に対する性的な暴力根絶に向けて教育・学習、積極的な広報啓発を実施する。特に、コミュニティサイトやSNS等を通じた性犯罪・性暴力の当事者にならないための教育・学習、啓発活動、子供及びその保護者のメディア・リテラシーの向上等の充実を図る。

こども家庭庁では、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第5次）」（令和3年6月7日子ども・若者育成支援推進本部決定。令和6（2024）年に改定予定。以下「第5次青少年インターネット環境整備基本計画」という。）に基づき、子供がインターネットを上手に、安全に使うスキルを習得するため、青少年の保護者向けのリーフレットを作成し、都道府県等の関係機関に配布するとともに、こども家庭庁ホームページに掲載するなど、子供及びその保護者のメディア・リテラシーの向上に努める。

また、7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」において、関係省庁、地方公共団体、関係団体等の協力を得て、青少年の非行・被害防止のための国民運動を展開していく。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、文部科学省、経済

4 「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」（令和4年5月20日犯罪対策閣僚会議決定）

産業省】

- ⑮ 法務省の人権擁護機関では、子供・若者が利用しやすい媒体を活用した相談体制を整備するため、LINEからの人権相談（LINEじんけん相談）に加えて、GIGAスクール端末から人権相談が可能となる仕組みを構築する。【法務省】

第4節

配偶者等からの暴力の防止 及び被害者の保護等の推進

- ① 令和6（2024）年4月より、重篤な精神的被害を受けた場合にも接近禁止命令等の対象を拡大することを始めとする保護命令制度の拡充や、保護命令違反の厳罰化、被害の発生から生活再建に至るまで切れ目ない支援を行うための多機関連携を強化する仕組みとしての法定協議会などを盛り込んだ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）の一部を改正する法律（令和5年法律第30号。以下「配偶者暴力防止法改正法」という。）が施行された。配偶者暴力防止法改正法の円滑な運用を図るための取組を着実に実施する。【内閣府、警察庁、法務省】
- ② 配偶者暴力相談支援センターのセンター長、地方公共団体の担当職員並びに配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、民間シェルター等において相談支援業務に携わる官民の相談員等の関係者を対象として、相談対応の質の向上及び被害者やその子に対する支援における官官・官民連携強化のために必要な知識の習得機会を提供するため、オンライン研修教材を作成し提供する。【内閣府】
- ③ DVと児童虐待が密接に関連するものであることを踏まえ、DV対応と児童虐待対応との連携強化に向けた取組を推進する。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、厚生労働省、関係省庁】
- ④ 交付金の交付により、官民連携の下で民間シェルター等による先進的な取組を推進する都道府県等への支援を行う。（再掲）【内閣府、法務省、厚生労働省、関係省庁】
- ⑤ 被害者等のための民間シェルター等が行う先進的な取組の推進や調査研究の実施など、被害者支援の充実を図るとともに、一時保護解除後の被害者等に対する民間シェルター等を通じた自立支

援、定着支援等の取組を行う。【内閣府、厚生労働省】

- ⑥ 被害者の保護に当たっては、被害者は、配偶者からの暴力で心身ともに傷ついていることに留意し、不適切な対応により被害者に更なる被害（二次被害）が生じることのないよう配慮することを徹底する。【内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省】
- ⑦ 被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。【内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】
- ⑧ DV相談プラスを実施して、配偶者等からの暴力の被害者の多様なニーズに対応できるよう、毎日24時間の電話相談、SNS・メール相談及び外国語での相談の対応を行うとともに、各地域の民間支援団体とも連携し、相談員が必要と判断した場合には、関係機関等への同行支援なども行う。（再掲）【内閣府、厚生労働省】
- ⑨ 二次被害を防止し、適切な被害者支援を行うため、現場のニーズに即した研修の実施や相談員の適切な処遇など、支援に従事する関係者の質の向上・維持に向けた継続的取組を促進する。【内閣府、厚生労働省】
- ⑩ 被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、被害者の支援と被害の防止に関する広報啓発を推進する。
- 内閣府では、ホームページ、SNS等を通じて、配偶者からの暴力の被害者支援に役立つ情報の提供を行う。【内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省】
- ⑪ 令和6（2024）年4月より、重篤な精神的被害を受けた場合にも接近禁止命令等の対象を拡大することを始めとする保護命令制度の拡充や、保護命令違反の厳罰化、被害の発生から生活再建に至るまで切れ目ない支援を行うための多機関連携を強化する仕組みとしての法定協議会などを盛り込んだ、配偶者暴力防止法改正法が施行された。令和6（2024）年4月から配偶者暴力防止法改正法の円滑な施行を図るため、所要の措置を講ずる。

(再掲)【内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省】

- ⑫ 女性相談支援センターにおいて、被害者の安全の確保や心身の健康回復を十分に行うとともに、民間シェルター等の積極的活用等による適切かつ効果的な一時保護を実施する。また、女性相談支援センター一時保護所や女性自立支援施設において、被害者に対する心理的ケアや自立に向けた支援、同伴児童への学習支援を推進する。【厚生労働省】
- ⑬ 被害者は身体的に傷害を受けたり、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の疾患を抱えたりすることが多いことから、事案に応じて、医師、相談・保護に関わる職員が連携して、医学的又は心理的な援助を行う。また、職務関係者に対する研修の充実等により、被害者に対する適切な支援を行うための人材育成を促進する。【内閣府、厚生労働省、関係省庁】
- ⑭ 被害者は複合的な困難を抱えたり生活困窮に陥ったりすることがあるため、配偶者暴力相談支援センター等において、関係機関や民間シェルター等とも連携しつつ、被害者への中長期的な支援として、就業の促進、住宅の確保、医療保険・国民年金の手続、同居する子供の就学、住民基本台帳の閲覧等の制限等に関する制度の利用等の情報提供及び助言を行う。また、事案に応じて当該関係機関や民間シェルター等と連携して対応に当たるなど、被害者の自立を支援するための施策等について一層促進する。その際、先進的な取組について共有を図る。【内閣府、厚生労働省、関係省庁】
- ⑮ 被害者の住居の安定の確保のため、地域の実情を踏まえた事業主体の判断による公営住宅への優先入居や目的外使用の実施を促進する。【国土交通省】
- ⑯ 配偶者からの暴力の被害者を含め、生活困窮者に対して、生活困窮者自立支援制度の相談窓口（自立相談支援機関）において、住まい、家計、就労などの面から包括的な自立支援を行う。【内閣府、厚生労働省】
- ⑰ 被害者支援の一環として、加害者に働きかけることで加害者に自らの暴力の責任を自覚させる加害者プログラムについて、令和5（2023）年5月に整理された「配偶者暴力加害者プログラム実施のための留意事項」等を活用したプログラムの実

施を推進する。【内閣府、関係省庁】

- ⑱ 配偶者等からの暴力がその子供にも悪影響を及ぼすことに鑑み、子供に対する精神的ケア、学習支援等の支援を充実させるとともに、配偶者暴力相談支援センター等の配偶者からの暴力への対応機関と児童相談所等の児童虐待への対応機関との連携協力を推進する。【内閣府、こども家庭庁、関係省庁】
- ⑲ 交際相手からの暴力の実態の把握に努め、各種窓口において相談が受けられる体制の拡充・周知徹底を行うとともに、被害者の適切な保護に努める。

内閣府では、配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等について調査を実施し、交際相手からの暴力に関する相談状況の把握を行う。【内閣府、警察庁、文部科学省、厚生労働省、関係省庁】
- ⑳ 非同棲交際相手からの暴力（いわゆるデートDV）について、教育・学習及び若年層に対する予防啓発の充実を図る。【内閣府、文部科学省】

第5節

ストーカー事案への対策の推進

- ① ストーカー行為は事態が急展開して重大事案に発展するおそれ大きいものであることを考慮し、被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、効果的な被害者支援及び被害の防止に関する広報啓発を推進する。【内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係省庁】
- ② 内閣府では、相談支援業務に携わる官民の相談員等の関係者を対象としてオンライン研修教材の提供等を実施する。(再掲)【内閣府、法務省、文部科学省、厚生労働省】
- ③ 緊急時における被害者の適切かつ効果的な一時保護を実施するとともに、避難のための民間施設における滞在支援等を行うなど、被害者等の安全確保のための取組を促進するとともに、自立支援を含む中長期的な支援を推進する。【内閣府、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省、国土交通省】
- ④ 被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持

に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。(再掲)【内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

- ⑤ ストーカーの被害者にも加害者にもならないため、とりわけ若年層に対する予防啓発・教育を推進するとともに、インターネットの適切な利用やインターネットの危険性に関する教育・啓発を推進する。また、こうした教育指導を適切に実施するため、研修等により教育関係者等の理解を促進する。【内閣府、総務省、文部科学省、関係省庁】
- ⑥ ストーカー事案に係る相談・支援窓口や事案対処の方法について、広報啓発を推進する。【内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係省庁】
- ⑦ 加害者に対する迅速・的確な対応を徹底するとともに、関係機関が適切に連携を図りながら、様々な段階での加害者に対する更生のための働きかけ、受刑者等に対するストーカー行為につながる問題性を考慮したプログラムの実施・充実、ストーカー行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチ等、加害者更生に係る取組を推進する。【内閣府、警察庁、法務省、関係省庁】
- ⑧ 被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究を実施する。【内閣府、警察庁、厚生労働省、関係省庁】

第6節

セクシュアルハラスメント 防止対策の推進

- ① 職場におけるセクシュアルハラスメントは個人としての尊厳や人格を不当に傷つける、決してあってはならない行為である。男女雇用機会均等法及びこれに基づく指針について、事業主が講ずべき措置の内容だけでなく、就職活動中の学生等への対応も含めた望ましい取組の内容を含めて周知を行うとともに、非正規雇用労働者を含む労働者からの相談に対応する体制の整備等により、雇用の場におけるセクシュアルハラスメントの防止対策を推進する。また、労働者がセクシュアルハラスメントが原因で精神障害を発病した場合は、

労災補償の対象になる場合があることの周知徹底を図る。【厚生労働省】

- ② 国家公務員については、人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）に基づき、幹部職員も含めた研修、周知啓発等の防止対策や、行為職員に対する厳正な対処、外部相談窓口の適切な運用等の救済措置により組織的、効果的に推進する。【内閣官房、全府省庁、(人事院)】
- ③ 国公立学校等に対して、セクシュアルハラスメントの防止のための取組が進められるよう必要な情報提供等を行うなど、セクシュアルハラスメントの防止等の周知徹底を行う。【文部科学省】
- ④ セクシュアルハラスメント被害の未然防止のための児童生徒、教職員等に対する啓発を実施する。【文部科学省】
- ⑤ 研究・医療・社会福祉施設やスポーツ分野等におけるセクシュアルハラスメントの実態を把握するとともに、予防のための取組や被害者の精神的ケアのための体制整備を促進する。また、セクシュアルハラスメントの行為者に対し厳正に対処するとともに、行為に至った要因を踏まえた対応を行うなど再発防止対策の在り方を検討する。【こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、関係府省】
- ⑥ 性的指向・性自認（性同一性）に関する侮辱的な言動等を含むハラスメントの防止に取り組むとともに、性的マイノリティに関する企業の取組事例の周知や企業が職場において活用可能な周知啓発資料の作成等を通じて、企業や労働者の性的指向・性自認（性同一性）についての理解を促進する。(再掲)【厚生労働省】

第7節 人身取引対策の推進

- ① 出入国在留管理庁の各種手続等において認知した人身取引（性的サービスや労働の強要等）被害者等に関する情報や、警察における風俗営業等に対する立入調査や取締り等あらゆる警察活動を通じて、人身取引被害の発生状況の把握・分析に努めるとともに、こうした関係行政機関の取組や、各国の在京大使館、NGO関係者、弁護士等からの情報提供を通じて得られた情報を、関係行政機関において共有し、外国人女性及び外国人労働者

の稼働状況や人身取引被害の発生状況、国内外のブローカー組織の現状等の把握・分析に努める。

【内閣官房、警察庁、法務省、関係府省】

- ② 人身取引の被害申告等と呼び掛けるポスター、リーフレット等を多言語で作成し、上陸審査場、外国人向け食材販売店、外国人被害者の主な送出国の駐日大使館、在外日本大使館等の人身取引被害者の目につきやすい場所に掲示等することにより、被害を受けていることを自覚していない、又は被害を訴えることができずにいる潜在的な被害者に対し、多言語に応じた被害の申告先や相談窓口の周知を図る。【内閣官房、内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、外務省、厚生労働省】
- ③ 人身取引対策関連法令執行タスクフォースによる関係行政機関の連携強化、同タスクフォースにおいて作成した「人身取引取締りマニュアル」の活用等を通じて、関係機関の職員が認識を共有し、緊密な連携の下、人身取引事犯並びに売春事犯及び風俗関係事犯等の人身取引関連事犯の取締り及び厳正な対処の徹底を図る。【内閣官房、警察庁、法務省、厚生労働省、国土交通省】
- ④ 毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、人身取引を含む女性に対する暴力の根絶を図るため、地方公共団体を始め広く関係団体と連携して広報啓発を実施するほか、関係行政機関が協調して、人身取引に対する政府の取組等について、ポスター・パンフレットの作成、ホームページへの掲載等を通じて、国民に対して情報提供を行い、広く問題意識の共有を図るとともに協力の確保に努める。【内閣府、関係省庁】

を安全・安心に利用できるよう、関係省庁、地方公共団体、関係団体等と連携、協力して、青少年が初めて自分のスマートフォン等を手にする時期でもある卒業・進学・進級の時期に特に重点を置いた啓発活動「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を実施する。また、地域が自立的・継続的に青少年のインターネット利用環境づくりを実施できるようにするための連携体制を構築することを目的とした「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を各地域において開催する。

文部科学省では、ネットモラルキャラバン隊を全国各地で開催し、保護者等を対象に情報モラルやネットとの関わり方、家庭でのルール作り等の啓発を行う。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省】

- ② リベンジポルノやいわゆるディープフェイクポルノ等に関し、事案に応じて各種法令を適用することにより、違法行為に対して厳正に対処する。また、プロバイダ等の事業者と連携し、公表された私事性的画像記録の流通・閲覧防止を図るほか、とりわけ若年層に対する教育・学習の充実を図る。【警察庁、総務省、法務省、文部科学省】
- ③ インターネット上の児童ポルノ画像や人を著しく羞恥させ、又は不安を覚えさせるような方法で、衣服等で覆われている内側の人の身体又は下着を盗撮した画像等の流通防止対策を推進する。また、削除されなかった児童ポルノ画像についてインターネット・サービス・プロバイダによるブロッキング等の自主的な取組を引き続き支援し、児童ポルノ画像の閲覧防止対策を推進する。【警察庁、総務省、経済産業省】

第8節

インターネット上の女性に対する暴力等への対応

- ① インターネットの安全・安心な利用のために、関係機関・団体等と連携して、広報啓発を行うとともに、ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上のための取組を推進する。

こども家庭庁では、「第5次青少年インターネット環境整備基本計画」に基づき、青少年がインターネットの利用に起因する犯罪やトラブルに巻き込まれることを防止し、スマートフォンやSNS等

第9節

売買春への対策の推進

- ① 売買春に係る女性に対しては、様々な支援を必要とすることがあるという観点から関係機関における連携を促進し、総合的な支援の充実を図るとともに、売買春の被害に遭うおそれのある若年層の女性を早期に発見し、福祉等の支援につなぐことができるアウトリーチ機能を持った民間団体と協力し、福祉による生活支援や宿所の提供、自立支援などを推進する。【警察庁、厚生労働省】

② 関係法令を厳正かつ適切に運用し、売春の相手方に対する対策と周旋行為の取締りを一層強化する。【警察庁、法務省】

③ 売買春の防止に向けた広報啓発及び教育・学習の充実を図る。【内閣府、法務省、文部科学省、厚生労働省】

第6分野

男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

第1節

貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援

ア 就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組

- ① 男女の均等な機会及び待遇の確保の徹底、男女間の賃金格差の解消、女性の就業継続や再就職の支援、職場における各種ハラスメントの防止並びに政府の支援情報を一元的に提供する「女性応援ポータルサイト」の運営により、ワーク・ライフ・バランスの推進等に向けた取組を行う。【内閣府、厚生労働省】
- ② 男性に比べ女性の方が雇用者に占める非正規雇用労働者の割合が高いことが女性が貧困に陥りやすい背景の一つとなっていることから、公正な待遇が図られた多様な働き方の普及、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消等を推進する。【厚生労働省】
- ③ 令和6（2024）年10月から中小企業等で働く短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大を着実に実施するとともに、更なる適用拡大の検討を進める。【厚生労働省】
- ④ DV被害者等セーフティネット強化支援事業による交付金の交付により、官民連携の下で民間シェルター等による先進的な取組を推進する都道府県等への支援を行う。（再掲）【内閣府、法務省、厚生労働省、国土交通省、関係省庁】
- ⑤ 生活困窮者の抱える課題は、経済的困窮を始めとして、就労、病気、住まいの不安定、家庭の課題、家計管理の課題、債務問題など多岐にわたり、かつこうした課題を複数抱えている場合もある。こうした生活困窮者のそれぞれの状況に応じ

て包括的な支援を行い、その自立を促進するため、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく相談支援、就労支援、居住支援、家計改善支援等を行う。【厚生労働省】

イ ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり

- ① ひとり親家庭の実情に応じ、マザーズハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センター等において、ひとり親を含む子育て女性等に対するきめ細かな就職支援を実施する。また、ひとり親家庭の親等の就労支援に資する職業訓練や各種雇用関係助成金の活用を推進する。さらに、就職に有利になる資格の取得や主体的な能力開発の取組を促進し、生活の安定を図るため、ひとり親家庭の親に対する給付金等により、ひとり親家庭の生活の安定に資する就業に向けた資格取得を促進する。加えて、企業に対して、ひとり親の優先的な雇用について協力を要請し、助成金を通じて企業の取組を支援するとともに、マザーズハローワーク等において、協力企業に関する情報を提供する。【こども家庭庁、厚生労働省】
- ② ひとり親家庭等が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、以下の取組を含めた総合的な支援を展開する。【内閣府、こども家庭庁、厚生労働省、国土交通省】
 - ・ ひとり親世帯や住宅困窮度の高い子育て世帯に対し、公営住宅への優先入居や、民間賃貸住宅を活用したセーフティネット登録住宅の推進、登録住宅の改修、入居者負担の軽減、居住支援等への支援を通じ、住まいの確保を支援している。
 - ・ ひとり親家庭の子供に対し、放課後児童クラ

ブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援等を行うことにより生活に困窮する家庭の子供の生活の向上を図る。

- ・ 児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けにより経済的な支援を実施するとともに、引き続き支給要件の周知等を図る。
- ・ デジタル化社会到来の中で、女性が経済的に自立できるよう、女性デジタル人材の育成など、多様な主体による連携体制の構築の下で地域の実情に応じて地方公共団体が行う取組を、地域女性活躍推進交付金により支援する。

③ ひとり親家庭を対象とした様々な支援情報を提供する。また、ひとり親家庭の相談窓口において、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、適切な支援メニューをワンストップで提供する体制を整備する。【こども家庭庁】

④ 養育費の受領率に関する目標達成に向けて、以下に取り組む。養育費の取決め等を促進するため、動画やパンフレット等による効果的な周知・啓発を行う。養育費等相談支援センターや地方公共団体における養育費の相談支援について、多様な方法での提供や、身近な地域での伴走型の支援、専門的な相談を更に充実・強化するとともに、離婚前後親支援事業を拡充し、弁護士等による支援を含めた離婚前からの親支援の充実や、関係部署の連携強化を含めた地方公共団体の先駆的な取組への支援を実施する。また、養育費の支払確保の手続を利用しやすくするための支援の在り方等についての調査研究や、国民各層の声を幅広く聴くためのシンポジウムの開催等によって、養育費の支払確保に向けた調査・検討を進める。第三者から債務者の財産に関する情報を取得する手続を新設するなどした民事執行法（昭和54年法律第4号）の改正法による全ての手続が、令和3（2021）年5月から利用可能となったため、引き続き関係機関等への周知をしていく。また、資力の乏しい者に対して無料法律相談や弁護士費用等の立替えを行う日本司法支援センター（法テラス）の民事法律扶助制度について、ひとり親が養育費を請求するために利用した場合に償還等免除の要件を緩和するなどのひとり親支援の拡充策を実施するとともに、関係機関等に対する制度の周知に努める。

安全・安心な親子交流のための具体策を検討する。子供の利益を図る観点から、養育費制度も含めて父母が離婚した後の子の養育の在り方を見直すことを内容とする民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）が第213回国会（令和6（2024）年）において成立した。法律の円滑な施行に向けて準備を進める。【こども家庭庁、法務省】

⑤ 家庭の経済状況等によって子供の進学機会や学力・意欲の差が生じないように、以下の取組を推進する。【こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省】

- ・ 生活困窮者自立支援制度の子どもの学習・生活支援事業において、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子供とその保護者を対象に、学習支援や生活習慣・育成環境の改善に関する助言、進学や就労といった進路選択に関する情報提供・助言、関係機関との連絡調整など、世帯全体へのきめ細かで包括的な支援
- ・ 学校におけるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置の充実を図るとともに、地域全体で子供の成長を支える地域学校協働活動を推進
- ・ 高校中退を防止するため高等学校における指導・相談体制の充実を図るとともに、高校中退者等を対象とした学習相談及び学習支援を実施する地方公共団体等の取組の支援等
- ・ 教育費に係る経済的負担の軽減

⑥ 子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、官公民の連携・協働プロジェクトである「こどもの未来応援国民運動」を通じて、国や地方公共団体の支援策や各地の支援団体の活動情報等をこどもの未来応援国民運動ホームページ等により発信するとともに、「こどもの未来応援基金」によるNPO等支援団体への活動資金の支援や、民間企業と支援を必要とするNPO等支援団体のマッチング等を展開していく。【こども家庭庁】

ウ 子供・若者の自立に向けた力を高める取組

① 社会人・職業人として自立できる人材を育成するため、キャリア教育・職業教育を体系的に充実する。進路や就職に関する指導も含め、男女ともに経済的に自立していくことの重要性について伝えとともに、自らの学びのプロセスを記述し振

り返ることができる教材「キャリア・パスポート」の効果的な活用等を通じて、長期的な視点に立って人生を展望し、働くことを位置付け、準備できるような教育を推進する。【文部科学省】

- ② 若者が充実した職業人生を歩んでいけるよう、就業等の実態を男女別等きめ細かく把握し、新規学校卒業者への支援、中途退学者や未就職卒業者への対応、正社員就職を希望する、安定した就労の経験が少ない若者への支援等を行う。【文部科学省、厚生労働省】
- ③ ニート、ひきこもり等、困難を有する子供・若者が、社会生活を円滑に営むことができるよう、子ども・若者総合相談センター、地域若者サポートステーション、ひきこもり地域支援センター等において、多様な主体間の連携により、複数の支援を組み合わせるなど、地域の実情に合った切れ目のない支援を行う。【こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、関係府省】
- ④ ヤングケアラーへの支援を強化するため、地方公共団体で行う実態調査や関係機関・団体等職員への研修、コーディネーターの配置やピアサポート等地方公共団体の取組について必要な経費を支援するほか、令和4（2022）年度から令和6（2024）年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」として集中的な広報・啓発活動などを行う。【こども家庭庁】

第2節

高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

ア 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

- ① 高齢期の女性の貧困について、現役期から備えておく観点から、被用者保険の適用拡大等を行うとともに、高齢の方には年金生活者支援給付金制度、医療保険・介護保険における保険料負担軽減措置などを活用し、対応する。また、高齢期に達する以前の女性が老後の生活の備えを十分にできるよう、非正規雇用労働者の処遇改善を進めるなど、あらゆる分野で着実に推進する。【内閣府、厚生労働省、関係省庁】

- ② 年齢に関わりなく働ける社会の実現に向けて、65歳までの高年齢者雇用確保措置・70歳までの高年齢者就業確保措置の着実・円滑な実施のため、継続雇用延長・定年引上げ等に係る助成金の支給等による事業主への支援等を実施しているほか、生涯現役支援窓口における65歳以上の者の再就職支援、シルバー人材センターにおける就業機会の確保や、地域ニーズを踏まえた働く場の創出・継続をしていくことが可能なモデルづくり及び他の地域への展開等を通じた多様な雇用・就業機会の提供等を通じ、高齢男女の就業を促進するとともに、能力開発のための支援を行う。【厚生労働省】
- ③ 「健康寿命延伸プラン」（令和元年5月29日2040年を展望した社会保障・働き方改革本部取りまとめ）に基づき、次世代を含めた全ての人の健やかな生活習慣形成、疾病予防・重症化予防、介護予防・フレイル予防、認知症予防等を中心に取組を推進し、令和22（2040）年までに健康寿命を男女ともに3年以上延伸し（平成28（2016）年比）、75歳以上とすることを目指す。【厚生労働省、経済産業省】
- ④ 医療・介護保険制度については、効率化・重点化に取り組みながら質の高いサービスの充実を図る。【厚生労働省、関係府省】
- ⑤ 認知症や一人暮らしの高齢者が、社会から孤立することなく、住み慣れた地域の中で、自分らしく暮らし続けられるよう、「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議取りまとめ）に基づく取組を進めるとともに、住民等を中心とした地域の支え合いの仕組みづくりを促進する。また、令和6（2024）年1月に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）に基づき、認知症の人やその家族等により構成される認知症施策推進関係者会議を開催し、その御意見を十分に踏まえながら、認知症施策推進基本計画の策定を行っていく。【厚生労働省、関係府省】
- ⑥ 高齢者が他の世代と共に社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、高齢者の多様な学習機会の提供及び社会参加の取組を促進する。【文部科学省、厚生労働省、関係府省】
- ⑦ 安定した住生活の確保、建築物、道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化や無電柱化等、

高齢者を取り巻く環境の整備等を推進する。【内閣府、警察庁、国土交通省、関係省庁】

- ⑧ 企業等による、高齢者のニーズや、事故防止や安全対策等の社会課題に合致した機器やサービス、その効果的な活用方法の開発等を支援する。

総務省は、高齢者等が情報通信の利便を享受できる情報バリアフリー環境の整備を図るため、引き続き、高齢者等向けの通信・放送サービスに関する技術の充実に向けた、新たなICT機器・サービスの研究開発を行う者に対する助成を行う。【総務省、厚生労働省、経済産業省、関係府省】

- ⑨ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）等を踏まえ、都道府県や市町村に対する支援等を通じ、虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応及び再発防止が図られるよう取組を推進する。【厚生労働省、関係府省】

- ⑩ 消費者安全法（平成21年法律第50号）の「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」の設置等の規定を踏まえ、悪質商法などによる高齢者の消費者被害の防止を図る。さらに、独立行政法人国民生活センターでは、高齢者やその周りの人々に悪質商法の手口やワンポイントアドバイス等をメールマガジンや同センターホームページで伝える「見守り新鮮情報」を発行するとともに、高齢者の悪質商法被害や商品等に係る事故に関する注意情報、相談機関の情報等を、報道機関への情報提供等の多様な手段を用いて周知を図る。【消費者庁、関係府省】

- ⑪ 上記のほか、「高齢社会対策大綱」（平成30年2月16日閣議決定）に基づき必要な取組を推進するとともに、現下の経済社会情勢の変化等を踏まえて、令和6（2024）年夏頃を目途に、新たな高齢社会対策大綱の案の作成を行う。【内閣府、関係省庁】

イ 障害者が安心して暮らせる環境の整備

- ① 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務付け等を内容とする障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号）が令和6（2024）年4月より施行されたこと等を

踏まえ、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組を推進する。【内閣府、関係省庁】

- ② 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）等を踏まえ障害者虐待防止の取組を進める。【厚生労働省、関係府省】

- ③ 消費者安全法（「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」の設置等）を踏まえ、悪質商法を始めとする障害者の消費者被害の防止を図る。さらに、独立行政法人国民生活センターでは、障害のある人やその周りの人々に悪質商法の手口等の情報提供を行う。また、最新の消費生活情報をコンパクトにまとめた「くらしの豆知識」の発行に当たっては、カラーユニバーサルデザイン認証を取得するほか、デイジー版（デジタル録音図書）を作成し、全国の消費生活センター、消費者団体、全国の点字図書館等に配布するとともに、国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスにも登録する。【消費者庁、関係府省】

- ④ 障害者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化や無電柱化を推進するとともに、障害者に配慮したまちづくりを推進する。【内閣府、警察庁、国土交通省、関係省庁】

- ⑤ 障害者が個人としての尊厳にふさわしい生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、自立生活援助、就労定着支援などの障害福祉サービス等の充実を図り、障害者の地域における生活を総合的に支援する。【厚生労働省】

- ⑥ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）や「障害者雇用対策基本方針」（令和元年厚生労働省告示第197号）等を踏まえ、段階的な法定雇用率の引上げを見据えた就労支援を行う。【厚生労働省】

- ⑦ 上記のほか、障害のある女性は、それぞれの障害の種別ごとの特性、状態により様々な支援が必要であることに加えて、女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、「障害者基本計画（第5次）」（令

和5年3月14日閣議決定)に基づき、防災・防犯等の推進、自立した生活の支援・意思決定支援の推進、保健・医療の推進等の分野における施策を総合的に推進する。また、障害者の権利に関する条約第31条等の趣旨を踏まえ、障害者の実態調査等を通じて、障害者の状況等に関する情報・データの収集・分析を行うとともに、障害者の性別等の観点に留意しつつ、その充実を図る。【内閣府、外務省、関係省庁】

ウ 外国人が安心して暮らせる環境の整備

① 外国人女性が、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加えて、女性であることにより更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、以下の取組を含めた共生施策を総合的に推進する。【こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、関係府省】

- ・ 日本で生活する外国人への教育、住宅、就労支援、各種の手続・法令・制度等についての多言語での情報提供や、よりきめ細かな対応を可能とする相談体制の整備、外国人の子供への支援等を進める。
- ・ 外国人が抱える様々な課題を的確に把握するために、専門家の意見等を踏まえつつ、在留外国人に対する基礎調査を実施するとともに、地方公共団体や外国人支援団体等幅広い関係者から意見を聴取し、共生施策の企画・立案に当たって活用することにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる環境整備を進める。
- ・ 外国人居住の実情を踏まえつつ、行政情報や相談窓口の周知など、外国人が行政情報を適切に把握できるような環境整備を進める。また、国の行政機関における相談窓口と地方公共団体等が運営する相談窓口が協力し、更なる連携を強化する。
- ・ 外国人受入環境整備交付金等により、地方公共団体による多言語での情報提供及び相談を行う一元的な相談窓口の整備・拡充の取組を支援する。また、地方公共団体の行政窓口に対する通訳支援について、利用状況を踏まえ、引き続き、効果的な実施方法等通訳支援の在り方につ

いて検討する。

- ② 配偶者等からの暴力の被害者である在留外国人女性への支援について、人身取引及び配偶者からの暴力に関する専門的知識を持った母国語通訳者の養成等を含め、適切に支援する。【厚生労働省】
- ③ 「人身取引対策行動計画2022」(令和4年12月20日犯罪対策閣僚会議決定)に基づき、政府一体となってより強力に、総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいく。【内閣官房、関係府省】
- ④ 法務省の人権擁護機関では、日本語を自由に話すことが困難な外国人等からの人権相談に対応するため、全国の法務局に「外国人のための人権相談所」を設け、約80の言語による相談に応じるなどしている。

また、「外国語人権相談ダイヤル」及び「外国語インターネット人権相談受付窓口」を設けており、電話・インターネットでも10言語による人権相談を受け付けている。【法務省】

エ 女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々への対応

① 性的指向・性自認(性同一性)に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題(部落差別)に関すること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合等について、可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発活動の促進や、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の調査救済活動の取組を進める。

また、法務局の人権相談窓口を相談者が幅広く安心して利用できるよう、研修等を通じた相談員の専門性の向上、相談窓口の周知・広報を行うなど、人権相談体制を充実させる。

さらに、学校における性的指向・性自認(性同一性)に係る児童生徒等への適切な対応を促すため、相談体制の充実や関係機関との連携を含む支援体制を整備するとともに、性的指向・性自認(性同一性)についての記載を盛り込んだ生徒指導提要等の周知を進める。

その他、男女共同参画の視点に立って必要な取組を進める。【内閣官房、法務省、文部科学省、

厚生労働省、関係府省】

② 法務省の人権擁護機関では、専用相談電話「女

性の人権ホットライン」を設置するなどして相談体制のより一層の充実を図る。(再掲)【法務省】

第7分野

生涯を通じた健康支援

第1節

生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

ア 包括的な健康支援のための体制の構築

- ① 女性の身体的・精神的な健康及び女性医療に関する調査・研究を進めるとともに、女性医療に関する普及啓発、医療体制整備、女性の健康を脅かす社会的問題の解決を含めた包括的な健康支援施策を推進する。【こども家庭庁、厚生労働省】
- ② 年代に応じて女性の健康に関する教育及び啓発を行うとともに、女性の健康の増進に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な措置を講じ、女性が健康に関する各種の相談、助言又は指導を受けることができる体制を整備する。【こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省】
- ③ 女性の心身の特性に応じた保健医療サービスを専門的・総合的に提供する体制の整備（例：女性の専門外来、総合診療を行う医療体制の整備）、福祉等との連携（例：心身を害した女性を治療する医療施設と配偶者暴力相談支援センターや民間シェルター、女性自立支援施設等との連携）等を推進する。【内閣府、厚生労働省】
- ④ 女性の心身に多大な影響を及ぼす暴力や貧困等の社会的要因と、女性の疾患や生活習慣との因果関係について調査を行うとともに、月経関連疾患や更年期障害に対処するための医療者の関与の効果を検証するなど、女性の生涯にわたる健康維持に向けた保健医療の在り方等に関する調査研究を推進する。その成果の普及啓発に当たっては、行動科学の専門家の知見も活用し、必要な層に必要な情報を効果的に届ける方法を検討する。

あわせて、子宮頸がん検診・乳がん検診の更な

る受診率向上に向けた取組を行う。

また、がんを始めとする疾患についても、引き続き、治療と仕事を両立できる環境整備の取組を推進する。【こども家庭庁、厚生労働省】

- ⑤ 予期せぬ妊娠の可能性が生じた女性が、緊急避妊薬に関する専門の研修を受けた薬剤師の十分な説明の上で対面で服用すること等を条件に、処方箋なしに緊急避妊薬を適切に利用できるよう、薬の安全性を確保しつつ、当事者の目線に加え、幅広く健康支援の視野に立って検討する。なお、緊急避妊薬を必要とする女性には、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力が背景にある場合もあることから、令和6（2024）年度も試行的に実施する「緊急避妊薬の販売を行うモデル的調査研究」においては、薬局とワンストップ支援センターや近隣の医療機関等との連携体制を構築した上で、必要な場合には、薬局から同センター等を紹介するなどの対応を引き続き行う。また、義務教育段階も含め、年齢に応じた性に関する教育を推進する。さらに、性や妊娠に関し、助産師等の相談支援体制を強化する。【内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省】
- ⑥ 女性の健康の包括的支援に必要な保健、医療、福祉、教育等に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るとともに、医学・看護学教育における女性医療の視点の導入を促進する。【文部科学省、厚生労働省】
- ⑦ 令和元（2019）年12月に施行された成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）に基づき、妊娠期から子育て期に至るまでの切れ目のない支援の在り方の検討などを推進する。【こども家庭庁】
- ⑧ 不適切養育などの成育歴や、生きづらさや社会

的孤立などの背景を理由とした、覚醒剤・大麻等の使用者も認められるほか、向精神薬等を悪用した性被害も発生していることから、末端使用者への再使用防止対策、社会復帰支援施策等及び向精神薬等の監視・取締りを推進する。【警察庁、法務省、厚生労働省】

- ⑨ 精神障害の労災認定件数が増加しているなどの状況を踏まえ、男女問わず、非正規雇用労働者を含む全労働者に対して、職場のメンタルヘルス対策等を通じた労働者の健康確保のための対策を講ずる。ストレスチェック実施や産業医の配置が義務付けられていない中小事業所で働く労働者の健康確保についても、引き続き、支援施策等を推進する等、対策を講ずる。【厚生労働省】
- ⑩ 月経、妊娠・出産、更年期等ライフイベントに起因する望まない離職等を防ぐため、フェムテック企業や医療機関、地方公共団体等が連携して、働く女性に対しフェムテックを活用したサポートサービスを提供する実証事業を実施し、働く女性の就労継続を支援する。さらに、導入を目指す企業等への働きかけや、ユーザーの認知度を高める取組を行うことで、一層のフェムテックの利活用の促進を図っていく。【経済産業省】
- ⑪ 経済的な理由等で生理用品を購入できない女性がいるという「生理の貧困」は、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題である。このため、地域女性活躍推進交付金により、地方公共団体が、女性に寄り添った相談支援の一環として行う生理用品の提供を支援する。さらに、「生理の貧困」に係る取組の横展開に資するよう、また、生理用品を必要とする女性が必要な情報に基づきアクセスできるよう、各地方公共団体における取組を調査する。【内閣府、厚生労働省】
- ⑫ 国立成育医療研究センターに「女性の健康」に関するナショナルセンターとしての機能を持たせるとともに、全国の研究機関等の支援のため、我が国の女性の健康に関する研究の司令塔機能を構築する。また、「女性の健康」に関わる最新のエビデンスの収集・情報提供ができる仕組みを構築する。【こども家庭庁、厚生労働省】

イ 妊娠・出産に対する支援

- ① 市町村による妊婦等に対する早期の妊娠届出の

勧奨や妊婦健診等の保健サービスの推進、出産育児一時金及び産前産後休業期間中の出産手当金、社会保険料免除などにより、妊娠・出産期の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図る。【こども家庭庁、厚生労働省】

- ② 不妊治療の保険適用について、引き続き適切に運用する。また、現時点で保険適用の対象となっていない治療についても、先進医療の仕組み等も活用しながら、必要に応じて保険適用を目指す。【こども家庭庁、厚生労働省】
- ③ 不妊治療や不育症治療に関する情報提供や相談体制を強化するため、性と健康の相談センター機能の拡充を図る。【こども家庭庁】
- ④ 不妊治療について職場での理解を深め、男女が共に不妊治療と仕事を両立できる職場環境の整備を進める。令和4（2022）年1月から国家公務員に導入した不妊治療のための「出生サポート休暇」について、休暇を取得したい職員が取得できるよう周知啓発等を行うなど、引き続き不妊治療と両立しやすい職場環境の整備を図る。【厚生労働省、(人事院)】
- ⑤ 小児・A Y A世代（Adolescent and Young Adult：思春期・若年成人）のがん患者等が将来子供を出産することができる可能性を温存するための妊孕性温存療法、温存後生殖補助医療等に対する経済的支援を含む研究促進事業を引き続き推進する。【厚生労働省】
- ⑥ 性と健康の相談センターなどにおいて、予期せぬ妊娠に関する悩みに対し、専門相談員を配置するなどして相談体制を強化し、市町村や医療機関への同行支援や、学校や地域の関係機関とも連携する。特に、出産前後に配慮を要する場合や、暴力、貧困、孤立、障害等の困難を抱える場合においては、より手厚い支援を行えるようにする。【こども家庭庁、厚生労働省】
- ⑦ 母性健康管理措置について女性労働者等に周知するとともに母性健康管理指導事項連絡カードの活用を促進し、妊娠中及び出産後の女性労働者に対する適切な母性健康管理の推進を図る。また、男女雇用機会均等法の着実な施行により、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止対策を推進する。【厚生労働省】
- ⑧ 産後うつや早期発見など出産後の母子に対する適切な心身のケアを行うことができるよう、「こど

も家庭センター」等の関係機関と連携しつつ、地域の実情に応じ、産後ケア事業の全国展開や産前・産後サポートの実施を通じて、妊産婦等を支える地域の包括支援体制を構築する。シングルマザーを始め、出産・育児において、家族・親族の支援を得られにくい女性に対しても、手厚い支援を行えるようにする。【こども家庭庁】

- ⑨ 産後うつリスクも踏まえ、いわゆるワンオペ育児による負担の軽減のため、男性の育児参画を促す。公共交通機関、都市公園や公共性の高い建築物において、ベビーベッド付男性トイレ等の整備等を推進するほか、子供連れの乗客等への配慮等を求めることにより、男性が子育てに参画しやすくなるための環境整備を行う。【こども家庭庁、厚生労働省、国土交通省】
- ⑩ 妊婦や子育てに温かい社会づくりに向けて、ベビーカーマークの普及促進を図る。【国土交通省】
- ⑪ 若手産婦人科医の女性割合の増加などに鑑み、医師の働き方改革による、産科医師の労働環境の改善をしつつ、安全で質が高い周産期医療体制の構築のための産科医療機関の集約化・重点化を推進する。【厚生労働省】
- ⑫ 出生前診断等に関する法制度等の在り方について、多様な国民の意見を踏まえた上で検討が行われる必要があり、その議論に資するよう、必要に応じ実態の把握等を行う。【こども家庭庁】
- ⑬ 遺伝性疾患や妊娠中の薬が胎児へ与える影響などの最新情報に基づき、基礎疾患を抱える妊産婦や妊娠を希望している人に対する相談体制を整備する。【こども家庭庁、厚生労働省】

ウ 年代ごとにおける取組の推進

(ア) 学童・思春期

- ① 学校・行政・地域・家庭が連携し、若年層に対して、以下の事項について、医学的・科学的な知識を基に、個人が自分の将来を考え、多様な希望を実現することができるよう、包括的な教育・普及啓発を実施するとともに、相談体制を整備する。【こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省】
 - ・ 女性の学童・思春期における心身の変化や健康教育に関する事項（例えば、月経関連症状及

びその対応、子宮内膜症・子宮頸がん等の早期発見と治療による健康の保持、ワクチンによる病気の予防に関する事項）

- ・ 医学的に妊娠・出産に適した年齢、計画的な妊娠、葉酸の摂取、男女の不妊、性感染症の予防など、妊娠の計画の有無にかかわらず、早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めること（プレコンセプションケア）に関する事項
 - ・ 睡眠、栄養、運動、低体重（やせ過ぎ）・肥満、喫煙など、女性の生涯を見通した健康な身体づくりに関する事項
- ② 10代の性感染症罹患率、人工妊娠中絶の実施率、出産数等の動向を踏まえつつ、性感染症の予防方法や避妊方法等を含めた性に関する教育を推進する。

また、予期せぬ妊娠や性感染症の予防や必要な保健・医療サービスが適切に受けられるよう、養護教諭と学校医との連携を図る等、相談指導の充実を図る。【こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省】

(イ) 成人期

- ① 約8割の女性が就業している⁵ことから、企業における健診の受診促進や妊娠・出産を含む女性の健康に関する相談体制の構築等を通じて、女性がセルフケアを行いつつ、仕事に向かう体力・気力を維持できる体制を整備する。また、職場の理解も重要なことから、職場等における女性の健康に関する研修や啓発活動の取組を進める。その際、科学的に正しい情報を行動科学等の専門的知見も活用して効果的に伝える。

国が率先して取り組む一環として、内閣府等において新規採用職員や管理職を主な対象に、女性の健康に関するヘルスリテラシー向上に係る研修を実施する。【内閣府、厚生労働省、経済産業省】

- ② 子宮頸がん検診・乳がん検診の受診率の向上を図る。【厚生労働省】
- ③ 国家公務員及び地方公務員については、各府省及び地方公共団体が実施する子宮頸がん検診・乳がん検診に関し、女性職員が受診しやすい環境整備を行う。

5 令和5（2023）年における25～44歳の女性人口に占める就業者の割合80.8%（総務省「労働力調査（基本集計）」）。

内閣官房内閣人事局においては、引き続き、「国家公務員健康週間」において、婦人科検診の重要性を含めた女性の健康に関する講演会を開催することにより国家公務員の意識啓発を図る。

人事院においては、引き続き、女性職員が受診しやすい環境となるよう周知啓発を行うことにより取組を推進する。(再掲)【内閣官房、総務省、全府省庁、(人事院)】

- ④ HIV／エイズ、梅毒を始めとする性感染症は、次世代の健康にも影響を及ぼすものであり、その予防から治療までの総合的な対策を推進する。【厚生労働省】
- ⑤ 個人が自分の将来を考え、健康を守りながら妊娠・出産を実現することができるよう、以下の事項について、行政・企業・地域が連携し、普及啓発や相談体制の整備を行う。【内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】
 - ・ 医学的に妊娠・出産に適した年齢、計画的な妊娠及びその間隔、子宮内膜症・子宮頸がん等の早期発見と治療による健康の保持、男女の不妊など、妊娠の計画の有無にかかわらず、早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めること(プレコンセプションケア)に関する事項
 - ・ 暴力による支配(配偶者等からの暴力、ハラスメントなど)の予防に関する事項
 - ・ 睡眠、栄養、運動、低体重(やせ過ぎ)・肥満、喫煙など、次世代に影響を与える行動に関する事項
- ⑥ 思春期から若年成人期までのがん罹患及び治療による、将来の妊娠や年代ごとの健康に関する情報の集積や普及啓発を行い、相談体制を引き続き整備する。【こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省】
- ⑦ 喫煙、受動喫煙及び飲酒について、その健康被害に関する正確な情報の提供を行い、喫煙・飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすことなど十分な情報提供に努める。【こども家庭庁、厚生労働省】

(ウ) 更年期

- ① 女性特有の疾患に対応した検診として、骨粗しょう症検診、子宮頸がん検診、乳がん検診が実施されており、特にがん検診の受診率及び精密検査の受診率の向上を図る。【厚生労働省】
- ② 性ホルモンの低下等により、心身に複雑な症状

が発生しやすく、また更年期以降に生じやすい疾患の予防が重要で効果的な年代であるため、更年期障害及び更年期を境に発生する健康問題の理解促進やホルモン補充療法等の治療の普及を含め、包括的な支援に向けた取組を推進する。【厚生労働省】

- ③ 更年期にみられる心身の不調については、個人差があるものの、就業や社会生活等に影響を与えることがあり、職場等における更年期の健康に関する研修や啓発活動の取組及び相談体制の構築を促進する。また、更年期症状による体調不良時等に対応する休暇制度を導入している企業の事例を紹介するとともに、その導入状況に関する調査結果を踏まえた周知を行う。【厚生労働省、経済産業省】
- ④ この時期は、更年期以降に発生する疾患やフレイル状態(加齢に伴う心身機能や認知機能の低下により支援が必要な状態)を予防するために重要な年代であることから、運動や栄養、睡眠などの生活習慣が老年期の健康に及ぼす影響について、老年期の心身の健康に資する総合的な意識啓発に取り組む。また受診率の低い被扶養者への働きかけなど、特定健康診査・特定保健指導の受診率向上を図り、生活習慣病の予防に取り組む。【厚生労働省】

(エ) 老年期

- ① 我が国における高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、口腔機能低下、認知機能低下及びロコモティブシンドローム(運動器症候群)等の予防、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等により、男女ともに健康寿命(健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間)の延伸を実現する。【厚生労働省】
- ② フレイル状態になることが多いことから、フレイルの進展予防対策を実施する。【厚生労働省】

第2節

医療分野における女性の参画拡大

- ① 女性医師の更なる活躍に向けて、医師の働き方改革を推進するとともに、復職支援や勤務体制の柔軟化(短時間勤務や当直等の配慮)、チーム医療の推進、複数主治医制の導入、医療機関における院内保育や病児保育の整備など、女性医師が活躍するための取組を実施・普及する。【こども家

庭庁、厚生労働省】

- ② 大学病院等に勤務する非常勤扱いの医師や大学院生などの勤務形態の違い、出産時期による入所困難などの運用上の問題、救急対応による不規則な勤務などにより、保育が利用できず活躍が阻害されることがないよう、事業所内保育や企業主導型保育等も含めた保育所、病児保育、民間のシッターサービスなど、社会全体として様々な保育を利用しやすい環境を整備する。また、医師・看護師及び介護従事者の働き方やキャリアパスの特殊性を考慮し、放課後児童クラブや送迎サービスなど付随するニーズを把握し、支援を強化する。【こども家庭庁、経済産業省】
- ③ 育児等により一定期間職場を離れた女性の医師や看護師等の復職が円滑に進むよう、最新の医学・診療知識へのキャッチアップ、相談・職業あっせん等を推進する。【厚生労働省】
- ④ 改正された女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定等が義務となっている事業主については、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用し、医療の分野で指導的地位に占める割合を高める等、女性医師等を始めとする女性の活躍推進に向けた取組を推進するよう要請する。【内閣府、厚生労働省、関係省庁】
- ⑤ 医学部生に対するキャリア教育や多様なロールモデルの提示などの取組を進め、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）がもたらす悪影響の除去に努めるとともに、男女を問わず医師としてキャリアを継続するよう支援する。【文部科学省】
- ⑥ 女性医師が出産や育児又は介護などの制約の有無にかかわらず、その能力を正当に評価される環境を整備するため、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）がもたらす悪影響の除去及びハラスメントの防止、背景にある長時間労働の是正のための医師の働き方改革や主治医制の見直し、管理職へのイクボス研修等キャリア向上への取組を推進する。【厚生労働省】

者等を対象に、コーチングのための指導プログラム等を活用した、女性特有の身体的特徴やニーズ、ハラスメント防止等の指導上の配慮事項に関する研修を実施することなどを通じてスポーツ指導者における女性の参画を促進する関係団体の取組を支援する。【文部科学省】

- ② 令和元（2019）年6月にスポーツ庁が決定した「スポーツ団体ガバナンスコード」で設定された女性理事の目標割合（40％）達成に向けて、各中央競技団体における目標設定及び具体的方策の実施を促し、女性理事の比率向上に向けた取組の支援等を行う。【文部科学省】
- ③ 女性競技者の三主徴（エネルギー不足、運動性無月経、骨粗しょう症）に対応した医療・科学サポート体制の確立に向けた取組を推進するとともに、女性競技者や指導者に対する啓発を実施する。【文部科学省】
- ④ 生涯を通じた健康づくりのため、運動習慣の定着や身体活動量の増加に向けた取組を推進する。【厚生労働省】
- ⑤ 関係省庁、地方公共団体、スポーツ団体、経済団体、企業等で構成するコンソーシアムを設置し、加盟団体が連携・協働して、身近な地域で健康づくりを図るための環境整備を行う等、女性における運動・スポーツへの参加促進に向けた取組を推進し、スポーツ庁ホームページ等で公表する。【文部科学省】
- ⑥ 地域の実態や住民のニーズに応じたスポーツに関する指導ができる人材の養成・活用について、各地方公共団体等が実施する取組を推進する。【文部科学省】
- ⑦ 女性競技者の出産後の復帰を支援するとともに、競技生活と子育ての両立に向けた環境を整備する。【文部科学省】
- ⑧ 女性競技者に対する男性指導者等からのセクシュアルハラスメントや性犯罪の防止に向け、資質の高い指導者の養成を行う関係団体の取組を支援する。【文部科学省】
- ⑨ 競技者に対する性的意図を持った写真や動画の撮影・流布などによるハラスメントの防止に向けた取組を推進する。【文部科学省】

第3節

スポーツ分野における男女共同参画の推進

- ① 競技団体や部活動等の指導者を目指す女性競技

第8分野

防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

第1節

国の防災・復興行政への男女共同参画の視点の強化

- ① 令和3（2021）年より、災害応急対策のための会議等に内閣府男女共同参画局長を構成員等として追加している。当該会議等において、男女共同参画の視点からの災害対応について、関係省庁の間で認識を共有し、取組を促進する。【内閣府、関係省庁】
- ② 災害対応のための各種要領やマニュアル等において、災害時における男女共同参画の視点からの配慮事項等を充実させる。【内閣府】
- ③ 災害対応に携わる関係省庁の職員を対象に、男女共同参画の視点からの災害対応についての理解促進を図る。【内閣府、総務省、関係省庁】

第2節

地方公共団体の取組促進

ア 防災・復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- ① 各都道府県の地方公共団体職員等を対象とした研修等の様々な機会を通じ、都道府県防災会議における女性委員の割合を高めていくことの重要性について知識の醸成を図り、女性の参画拡大に向けた取組を促進するよう要請する。【内閣府、総務省】
- ② 市町村防災会議について、女性委員のいない会議を早期に解消するとともに、女性委員の割合を増大する取組を促進するため、都道府県と連携し、令和4（2022）年に作成した「女性が力を発揮するこれからの地域防災～ノウハウ・活動事例集～」や令和5（2023）年に作成した「防災分野における女性の参画促進～好事例集～」等の展開を行い、女性を積極的に登用している市町村の好事例の展開などを行う。【内閣府、総務省】

- ③ 地方公共団体の災害対策本部について、女性職員や男女共同参画担当職員の配置、構成員となる男性職員に対する男女共同参画の視点からの取組に関する理解促進等が図られるよう、平常時からイベントや好事例資料の周知等により、働きかけを行う。また、発災時に、現地に国の職員を派遣することや、被災経験や支援実績のある男女共同参画センター等による協力を含め、支援の強化を進める。【内閣府】
- ④ 東日本大震災の被災地における復興の取組に男女共同参画を始めとした多様な視点をいかすため、行政や民間団体における各種施策や参考となる事例等の情報を収集し、シンポジウムや研修等を通じてその普及・浸透を図る。【復興庁】

イ 防災の現場における女性の参画拡大

- ① 地方公共団体が作成する地域防災計画や避難所運営マニュアル等において男女共同参画の視点が位置付けられるよう、これまで内閣府が作成した好事例集や、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に基づく地方公共団体の取組状況調査結果を踏まえ、情報提供や助言等を行う。【内閣府、総務省】
- ② 避難所運営等に若年層を含めた女性が参画し、女性と男性のニーズ等の違いに配慮した取組や、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力の防止等安全・安心の確保が図られるよう、地方公共団体の職員等への研修等を通じて働きかけを行う。【内閣府】
- ③ 男女共同参画センターが男女共同参画の視点からの地域の防災力の推進拠点となるよう、これまでの災害対応における先進的な取組事例の共有を行う。また、災害時に効果的な役割を果たすことができるよう、全国女性会館協議会が運営する相互支援ネットワーク等を活用し、男女共同参画センター間の相互支援（オンラインによる遠隔地からの助言等を含む。）を促す。【内閣府】

- ④ 防災施策に男女共同参画の視点が反映されるよう、防災関係者に対して、男女共同参画の視点からの防災・復興に係る研修を実施する。特に、防災担当職員や指導的立場にある者を対象とした研修の実施に当たっては、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に基づき、予防、応急、復旧・復興の各段階における男女共同参画の視点からの災害対応に関する講義を盛り込む。【内閣府、総務省】
- ⑤ 地方防災会議委員に対し、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組の重要性について、周知を図る。【内閣府】
- ⑥ 令和4（2022）年に作成した「女性が力を発揮するこれからの地域防災～ノウハウ・活動事例集～」、令和5（2023）年に作成した「防災分野における女性の参画促進～好事例集～」等を活用し、自主防災組織等において女性の参画を進める好事例の展開などを行う。【内閣府、総務省】
- ⑦ 防災に関する知識の普及において、子供の発達段階に応じ、災害の各段階において受ける影響やニーズが女性と男性で違うことや地域防災力を高めるためには女性の参画やリーダーシップが重要であることの理解促進を図るため、情報提供や働きかけを行う。【内閣府、総務省、文部科学省、関係省庁】
- ⑧ 被災地における支援者や復興に従事する職員に対して、地方公共団体、男女共同参画センター等と連携・協働し、男女共同参画の視点からの対応についての理解を促進するためのシンポジウム・ワークショップ・研修等を行う。【内閣府、復興庁】
- ⑨ 被災地における生活再建や就労支援を推進し、女性の活躍をより促進するため、各種施策や参考となる事例等の情報を、地方公共団体等と連携・協働し、被災地の女性や女性グループを始め、多様な主体に行き渡るよう工夫して提供する。【内閣府、復興庁】
- ⑩ 消防吏員の女性比率について、令和8（2026）年度当初までに5％に増加させることを全国の消防本部との共通目標として掲げており、消防本部等に対し数値目標の設定による計画的な増員・登用を促す。また、消防本部と連携し採用に向けた積極的なPR広報を実施するとともに、女性専用施設等（浴室・仮眠室等）の職場環境の整備に要

する経費を支援する。引き続き、女性消防吏員活躍推進アドバイザーの派遣や女性消防吏員活躍推進支援事業などを通じた先進的な取組事例の全国展開、女性消防吏員が0名の消防本部の解消及び数値目標の達成に重点を置いた、外部講師による幹部職員向け研修会を実施するなど、女性消防吏員の活躍を支援する。【総務省】

- ⑪ 消防団への女性の積極的な入団を促進するため、企業・大学と連携した入団促進や女性・若者等が活動しやすい環境づくりなどの消防団の充実強化につながる地方公共団体の取組を支援するとともに、女性消防団員の交流促進や優良事例の横展開を図るため、全国女性消防団員活性化大会等を開催する。また、女性等が活動しやすい環境づくりや効果的な広報の手法などのノウハウを共有するための入団促進マニュアルを新たに作成するとともに、消防団の拠点施設等における女性用トイレや更衣室の設置等を促進する。【総務省】

ウ 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の活用徹底

- ① 関係省庁が協力し、全国知事会などの関係団体と連携して、地方公共団体の長や、防災・危機管理部局及び男女共同参画部局の職員に対し、継続的に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知徹底や研修の充実を図る。【内閣府、関係省庁】
- ② 大規模な災害の発生が予測されたとき又は発生した後は、必ず、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を関係地方公共団体に通知し、取組を促す。【内閣府】
- ③ 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に基づく地方公共団体の取組状況のフォローアップ調査を継続的に実施し、調査結果の「見える化」を行う。また、令和5（2023）年の調査結果の公表時には、防災分野における女性の参画状況等について図表を用いて視覚化し、更なる「見える化」を図る。【内閣府】
- ④ 防災士等の民間資格団体や防災教材の作成団体に対し、研修やイベント等を通じ、「災害対応力

を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を周知する。【内閣府】

第3節

国際的な防災協力における男女共同参画

- ① 第58回国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議（平成26（2014）年）及び第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組2015-2030」（平成27（2015）年）等が求める事項等について、国内において実行されるよう取り組むとともに、防災と男女共同参画の分野における我が国の取組を国際会議等の場で積極的に発信する。【内閣府、外務省】

第4節

男女共同参画の視点に立った気候変動問題等の環境問題の取組の推進

- ① 気候変動問題等の環境問題や環境に影響を与える産業政策・エネルギー政策の政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図る。【経済産業省、環境省】
- ② 環境問題に関する施策の企画立案・実施に当たっては、男女別のデータを把握し、女性と男性に与える影響の違いなどに配慮して、取り組む。令和6（2024）年度においては、過年度に引き続き、ナッジ等の行動科学の知見を活用して温室効果ガス排出削減等に資する意識変革や行動変容を促す実証実験を実施する際に、対象者の性別等の属性情報の収集を行う。今後、当該情報の解析を通じて、施策の効果の個人差及び普遍性の解明並びに一人一人に合った働きかけの開発等に役立てることとしている。【環境省】

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

第9分野

男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

第1節

男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し

ア 働く意欲を阻害しない制度等の検討

- ① 働き方の多様化を踏まえつつ、働きたい女性が就業調整を意識しなくて済む仕組み等を構築する観点から、税制⁶や社会保障制度等について、総合的な取組を進める。
 - ・ 税制については、平成29（2017）年度税制改

正において配偶者控除等の見直しが行われ、平成30（2018）年分の所得税から適用されており、引き続き制度の周知と円滑な運用に努める。なお、平成30（2018）年度税制改正において給与所得控除や公的年金等控除の一部を基礎控除に振り替える見直しが行われているところ、今後も、働き方の多様化や待遇面の格差を巡る状況の変化を注視しつつ、働き方の違いによって不利に扱われることのない、個人の選択に中立的な税制の実現に向け、所得再分配機能が適切に

6 配偶者の所得の大きさに応じて、控除額を段階的に減少させる配偶者特別控除の導入によって、配偶者の給与収入が103万円を超えても世帯の手取り収入が逆転しない仕組みとなっており、税制上、いわゆる「103万円の壁」は解消している。

発揮されているかといった観点も踏まえながら、諸控除の更なる見直しを進める。

また、働き方の違い等によって有利・不利が生じないような企業年金・個人年金等に関する税制上の取扱いや、働き方の多様化を踏まえた退職給付に係る税制について、企業年金・個人年金等は企業の退職給付の在り方や個人の生活設計にも密接に関係することなどを踏まえ、その検討を丁寧に行い、関係する税制の包括的な見直しを行う。【総務省、財務省】

- ・ 社会保障制度については、被用者保険加入によるメリットの理解を十分に広めながら、令和6（2024）年10月から中小企業等で働く短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大を着実に実施するとともに、更なる被用者保険の適用拡大の検討を進める。また、「年収の壁」については、社会全体で労働力を確保するとともに、労働者自身も希望どおり働くことのできる環境づくりに向けて、当面の対応として「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用の拡大に取り組むとともに、制度の見直しの検討を進める。【厚生労働省】
- ・ 配偶者の収入要件があるいわゆる配偶者手当については、社会保障制度とともに、就業調整の要因となっているとの指摘があることに鑑み、配偶者の働き方に中立的な制度となるよう、労使に対しその在り方の検討を促すことが重要であり、引き続きそのための環境整備を図る。【厚生労働省】

イ 家族に関する法制の整備等

- ① 現在、身分証明書として使われるパスポート、マイナンバーカード、免許証、住民票、印鑑登録証明書なども旧姓併記が認められており、旧姓の通称使用の運用は拡充されつつあるが、国・地方一体となった行政のデジタル化・各府省庁間のシステムの統一的な運用などにより、婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることはないよう、引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組む。【関係府省庁】
- ② 不動産の所有権の登記名義人の氏名に旧姓の併記を可能とする不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和6年法務省令第7号）を令和6

（2024）年3月1日に公布し、令和6（2024）年4月1日から施行したところであり、引き続きホームページ等で周知する。【法務省】

- ③ 婚姻後も仕事を続ける女性が大半となっていることなどを背景に、婚姻前の氏を引き続き使えないことが婚姻後の生活の支障になっているとの声など国民の間に様々な意見がある。そのような状況も踏まえた上で、家族形態の変化及び生活様式の多様化、国民意識の動向等も考慮し、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進めるものとされており、国民や国会議員による議論が活発にされるよう、法務省ホームページ等において、引き続き、積極的に情報提供を行う。【法務省、関係府省】
- ④ 夫婦の氏に関する理解を深めるため、ホームページにおいて、婚姻した夫婦が夫の姓・妻の姓のどちらを選択したか等の夫婦の氏に関するデータを掲載し、引き続き情報提供を行う。【内閣府】

ウ 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備

- ① 子ども・子育て支援新制度の実施による幼児期の学校教育、保育、地域の子供・子育て支援の充実、幼児教育・保育の無償化、「新子育て安心プラン」を踏まえた保育の受け皿整備、「放課後児童対策パッケージ」に基づく放課後児童クラブの受入児童数の拡大などにより、地域のニーズに応じた子育て支援の一層の充実を図る。【こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省】
 - ・ 幼稚園・保育所・認定こども園を通じた共通の給付や小規模保育への給付、地域の事情に応じた認定こども園の普及及び地域子育て支援拠点や放課後児童クラブ等地域のニーズに応じた多様な子育て支援策を着実に実施する。
 - ・ 待機児童の解消に向け、保育所等の整備を推進するとともに、それに伴い必要となる保育人材の確保や子育て支援員の活用等を推進する。
 - ・ 多様な保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育、夜間保育、病児保育や複数企業間で

の共同設置を含む事業所内保育等の多様な保育の拡大を図る。

- ・ 就業の有無にかかわらず、一時預かりや幼稚園の預かり保育等により、地域における子育て支援の拠点やネットワークを充実する。
 - ・ 幼児教育・保育の無償化の着実な実施や保育利用にかかる支援等により、保護者の経済的負担の軽減等を図る。
 - ・ 放課後等デイサービス等の通所支援や保育所等における障害のある子供の受入れを実施するとともに、マザーズハローワーク等を通じ、きめ細かな就職支援等を行うことにより、そうした子供を育てる保護者を社会的に支援する。
- ② 子供の事故防止に関連する関係府省の連携を図り、保護者や教育・保育施設等の関係者の事故防止の意識を高めるための啓発活動や、安全に配慮された製品の普及等に関する取組を推進し、男女が安心して子育てができる環境を整備する。【こども家庭庁、関係府省】
- ③ 子供の安全な通行を確保するため、子供が日常的に集団で移動する経路等の交通安全環境の整備や、地域ぐるみで子供を見守るための対策等を推進する。【警察庁、こども家庭庁、文部科学省、国土交通省】
- ④ 安心して育児・介護ができる環境を確保する観点から、生活サービス機能や居住の誘導によるコンパクトシティの形成や、住宅団地における子育て施設や高齢者・障害者施設の整備、各種施設や公共交通機関等のバリアフリー化、全国の「道の駅」における子育て応援施設の整備等を推進する。【国土交通省】
- ⑤ 医療・介護保険制度については、多様な人材によるチームケアの実践等による効率化・重点化に取り組みながら質の高いサービスの充実を図る。その際、医療・介護分野における多様な人材の育成・確保や、雇用管理の改善を図る。【厚生労働省】
- ⑥ 医療・介護の連携の推進や、認知症施策の充実等により、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築に向けた取組を着実に進めるとともに、家族の介護負担の軽減を図る。【厚生労働省】
- ⑦ 男女ともに子育て・介護をしながら働き続けることができる環境の整備に向けて、育児・介護休

業法の履行確保を図る。

また、次世代法の周知を行うとともに、仕事と子育ての両立を推進する企業を対象とした認定及び特例認定の取得を促進する。【厚生労働省】

第2節

男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実

- ① 学校や社会において、法令等により保障される人権に関し、正しい知識の普及を図るとともに、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めるため、様々な教育・啓発活動や、人権教育の在り方等についての調査研究を行う。【内閣府、法務省、文部科学省、関係省庁】
- ② 男女共同参画に関連の深い法令・条約等について、分かりやすい広報の工夫等により、その内容の周知に努める。また、権利が侵害された場合の相談窓口、救済機関等の周知に努める。【内閣府、法務省、外務省、関係省庁】
- ③ 政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者の救済について、行政相談制度や法務省の人権擁護機関等を積極的に活用する。その際、相談に当たる職員、行政相談委員、人権擁護委員及び民生委員・児童委員の研修の充実を図るとともに、男女共同参画に関する苦情処理等に関する実態把握を行う。

また、法務省の人権擁護機関においては、男女共同参画社会の実現のために、啓発活動に積極的に取り組むとともに、法務局の人権相談窓口や、「女性の人権ホットライン」において、人権相談、人権侵犯事件の調査救済活動に、関係機関と連携しつつ積極的に取り組む。【内閣府、こども家庭庁、総務省、法務省、厚生労働省】

- ④ 法務省の人権擁護機関では、日本語を自由に話すことが困難な外国人等からの人権相談に対応するため、全国の法務局に「外国人のための人権相談所」を設け、約80の言語による相談に応じるなどしている。

また、「外国語人権相談ダイヤル」及び「外国語インターネット人権相談受付窓口」を設けており、電話・インターネットでも10言語による人権相談を受け付けているところ、相談窓口を引き続

き設置し、更にその内容を充実させるよう努める。
【(再掲) 法務省】

- ⑤ 法務省の人権擁護機関では、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置するなどして、夫・パートナーからの暴力やセクシュアルハラスメント等女性の人権問題に関する相談体制のより一層の充実を図る。(再掲)【法務省】
- ⑥ 行政相談委員の男女共同参画に関する政府の施

策についての苦情処理能力の向上等に向けた支援を行う。【総務省】

- ⑦ 男女共同参画に関連の深い法令・条約等について、政府職員、警察職員、消防職員、教員等に対して、研修等の取組を通じて理解の促進を図る。また、法曹関係者についても、同様の取組が進むよう、情報の提供や講師の紹介等可能な限りの協力を行う。【全府省庁】

第10分野

教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

第1節

男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

ア 校長を始めとする教職員への研修の充実

- ① 校長を始めとする教職員や教育委員会が、男女共同参画を推進する模範となり、児童・生徒の教育・学習や学級経営等において男女平等の観点が充実するよう、各教育委員会や大学等が実施する男女共同参画に関する研修について、研修内容及びオンラインを含めた実施方法の充実を促す。その際、男女共同参画センターや民間団体が行う研修の活用も検討する。【文部科学省】
- ② 独立行政法人国立女性教育会館(以下「NWE C」という。)において、初等中等教育機関の教職員、教育委員会など教職員養成・育成に関わる職員を対象に、学校現場や家庭が直面する現代的課題について、男女共同参画の視点から捉え理解を深める研修の充実(オンラインの活用を含む。)を図る。【文部科学省】

イ 男女平等を推進する教育・学習の充実

- ① 初等中等教育において、男女共同参画の重要性に関する指導が充実するよう、学習指導要領の趣旨の徹底を図る。男女共同参画推進連携会

議において作成した副教材「みんなで目指す! SDGs×ジェンダー平等」について、各学校や都道府県・男女共同参画センター等での活用を促す。【内閣府、文部科学省】

- ② 子供に身近な存在である教職員等が固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を持つことがないように、男女共同参画を推進するための研修や周知啓発等の取組を行う。【文部科学省】
- ③ 子供の教育現場等における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に資する取組を行う。【文部科学省】
- ④ 図書館や公民館等の社会教育施設において、学校や男女共同参画センター、民間団体等と連携し、情報・資料の提供等を通じて学習機会の充実を図る。【文部科学省】
- ⑤ NWE Cにおいて、関係省庁、地方公共団体、男女共同参画センターや大学、企業等と連携を図りつつ、男女共同参画を推進する組織のリーダーや担当者を対象にした研修や教育・学習支援、男女共同参画に関する専門的・実践的な調査研究や情報・資料の収集・提供等を行い、男女共同参画社会の形成の促進を図る。【文部科学省】
- ⑥ 先進的な教育支援活動を行っている企業・団体を表彰する「キャリア教育アワード」や、教育関係者と地域・社会や産業界等の関係者の連携・協働によるキャリア教育に関するベストプラクティスを表彰する「キャリア教育推進連携表彰」を実

施することで、キャリア教育の普及・推進を図る。

また、社会全体でキャリア教育を推進していこうとする気運を高め、キャリア教育の意義の普及・啓発と推進に資することを目的として、「キャリア教育推進連携シンポジウム」を開催する。【文部科学省、経済産業省、厚生労働省】

ウ 大学、研究機関、独立行政法人等による男女共同参画に資する研究の推進

- ① 高等教育機関において、男女共同参画社会の形成に資する調査・研究を促進する。また、それらの成果を学校教育や社会教育における教育・学習に幅広く活用する。【文部科学省】
- ② NWE Cにおいて、教育・学習支援、男女共同参画に関する専門的・実践的な調査研究や情報・資料の収集・提供を行う。【文部科学省】
- ③ 日本学術会議において、ジェンダー研究を含む男女共同参画社会の形成に資する学術研究及び教育制度について、多角的な調査及び審議を一層推進する。【内閣府】

エ 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

- ① 初等中等教育段階において、総合的なキャリア教育を推進する際に、男女共同参画の意義、ワーク・ライフ・バランスなどの知識や技術の習得が図られるよう、教育委員会を通じて各学校の取組を促す。【文部科学省】
- ② 保護者や進路指導の担当教員等に対し、女性が高等教育を受けることや理工系分野等女性の参画が進んでいない分野における仕事内容や働き方への理解を促進する。【文部科学省】
- ③ 大学や高等専門学校等における女子生徒を対象としたシンポジウム、出前講座及びキャリア相談会の開催を促進する。【文部科学省】
- ④ 大学や地方公共団体、男女共同参画センター等と連携し、学び直しを通じて女性のキャリアアップやキャリアチェンジ等を総合的に支援する取組を促進する。【文部科学省】
- ⑤ 大学入学者選抜において性別を理由とした不公

正な取扱いが行われることのないよう、各大学に対し周知徹底を図るとともに、特に医学部医学科入学者選抜に係る入試情報については、引き続き、各大学の男女別の合格率を把握し、公表を行う。【文部科学省】

第2節

学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- ① 各教育機関や教育関係団体における意思決定層への女性の登用について、具体的な目標設定を行うよう要請する。その際、学校に関しては校長と教頭のそれぞれについて目標設定を行うよう促す。【内閣府、文部科学省】
- ② 女性活躍推進法に基づき、特定事業主である教育委員会や一般事業主である学校法人の更なる取組を促す。【内閣府、文部科学省、厚生労働省】
- ③ 管理職選考について女性が受けやすくなるよう、教育委員会における検討を促す。【文部科学省】
- ④ 女性管理職の割合が高い地方公共団体における取組の好事例の横展開を図る。【文部科学省】
- ⑤ 教職員の男女が共に仕事と育児・介護等の両立を図ることができるよう、勤務時間管理の徹底や業務の明確化・適正化等の働き方改革、男性の育児休業取得促進やマタニティ・ハラスメント防止等の両立支援を進める。なお、その際、育児・介護休業法、次世代法その他の労働関係法令は学校法人についても適用されることに留意する。【文部科学省】
- ⑥ 学校運営に地域の声を反映するために設置することが努力義務となっている学校運営協議会⁷の委員の構成について、女性の登用を推進するよう教育委員会に促す。【文部科学省】
- ⑦ 独立行政法人教職員支援機構が実施する校長・教頭への昇任を希望する教員が参加する各種研修について、「第5次男女共同参画基本計画」を踏まえ、研修における女性教職員の参加割合の目標を25%に設定するなど、女性教職員の積極的な参加を引き続き促進する。【文部科学省】
- ⑧ NWE Cにおいて実施してきた女性教員の管理

7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に基づく。

職登用の促進に向けた調査研究の成果を踏まえ、学校教育における意思決定過程への女性の参画等に関する調査研究を更に進めるとともに、その成果を活用した研修等を実施する。【文部科学省】

第3節

国民的広がりを持って地域に浸透する広報活動の展開

- ① 固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消に資する、また、固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を生じさせない取組に関する情報収集を行うとともに、啓発手法等を検討し、情報発信を行う。（再掲）【内閣府】
- ② 政府広報を活用し、幅広く丁寧に、男女共同参画に関する国民的関心を高めていく。【内閣府、総務省】
- ③ 「男女共同参画週間」（毎年6月23日から同月29日まで）や「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」において、地方公共団体や関係機関・団体と連携し、男女共同参画に関する意識の浸透を図る。（再掲）【内閣府】
- ④ 家事・育児等の手間やストレスの軽減に資する様々な活動や商品・サービスの活用に関する広報活動などを展開する。【内閣府、こども家庭庁】
- ⑤ 全国50か所の行政相談センターの相談窓口に、男女共同参画に関するポスター等を掲示する。【総務省】

第4節

メディア分野等と連携した積極的な情報発信

- ① 男女共同参画を阻害する固定観念の撤廃を目指すために国連女性機関（UN Women）が進める国際的な共同イニシアティブ「Unstereotype Alliance」と連携する。さらに、男女共同参画に資する広告等の事例を発信する。【内閣府】
- ② メディア分野等で働く女性とその業界における女性活躍や男女共同参画の取組等について情報交換するための場を設け、その成果を地方も含めた業界団体等に周知することにより、各業界における自主的な取組を促進する。【内閣府】

第5節

メディア分野等における政策・方針決定過程への女性の参画拡大及びセクシュアルハラスメント対策の強化

- ① メディア分野等における意思決定過程への女性の参画拡大に関する取組の好事例を周知する。【内閣府】
- ② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等が義務となっている事業主に対し、企業向けのコンサルティングを実施することにより、女性活躍推進のための取組を支援する。【内閣府、厚生労働省】
- ③ メディア・行政間でのセクシュアルハラスメント事案の発生を受け、
 - ・ 政府における取材環境についての意思疎通を図る。
 - ・ メディア分野の経営者団体等に対して、セクシュアルハラスメント防止や取材に関する政府の取組を周知するとともに、取材現場における女性活躍、メディア分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大などについての要請を行う。【内閣府、全省庁】

第11分野

男女共同参画に関する 国際的な協調及び貢献

第1節

持続可能な開発目標(SDGs) や女子差別撤廃委員会など国 連機関等との協調

ア 持続可能な開発目標(SDGs) 達成に向けた連携及び推進

- ① 全国務大臣を構成員とする持続可能な開発目標(SDGs)推進本部(平成28(2016)年5月設置)において決定されたSDGs実施指針改定版を踏まえ、SDGs達成に向けた取組を広範なステークホルダーと連携して推進・実施する。【外務省、関係府省】
- ② SDGsにおけるジェンダー平等の実現とジェンダー主流化の達成度を的確に把握する。このため、国連がジェンダーに関連していると公表したSDGグローバル指標について、我が国で測定可能なグローバル指標のデータを、国内外に適切な形で引き続き公表する。また、海外及び国内の研究機関等による評価、グローバル指標の検討・見直し状況、ローカル指標の検討状況等に留意し、進捗評価体制の充実と透明性の向上を図る。【内閣府、総務省、外務省、関係省庁】

イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等

- ① 女子差別撤廃委員会による第9回政府報告審査に際して、令和3(2021)年9月に提出した政府報告の内容等に基づき、我が国が条約実施のためにとっている措置、我が国の立場等について説明する。審査後に女子差別撤廃委員会から示される予定の最終見解等に関し、各方面へ幅広く周知を行うとともに、男女共同参画会議は、各府省における対応方針の報告を求め、必要な取組等を政府に対して要請する。【内閣府、外務省、関係省庁】
- ② 女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣に検討を進める。【外務省、関係府省】

- ③ 雇用及び職業についての差別待遇に関する条約(ILO第111号条約)、パートタイム労働に関する条約(ILO第175号条約)、母性保護条約(改正)に関する改正条約(ILO第183号条約)、家事労働者の適切な仕事に関する条約(ILO第189号条約)、仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約(ILO第190号条約)、その他男女共同参画に関連の深い未締結の条約について、世界の動向や国内諸制度との関係を考慮しつつ、締結する際に問題となり得る課題を整理するなど具体的な検討を行い、批准を追求するための継続的かつ持続的な努力をする。【内閣府、外務省、厚生労働省、関係省庁】

ウ 北京宣言・行動綱領に沿った取組 の推進

- ① 北京宣言・行動綱領が採択されて30周年を迎えるに当たって、その進捗状況をまとめた「北京+30」報告書を国連に提出し、国連女性の地位委員会や国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)等に積極的に参加し、参加各国との連携を図るとともに、我が国の男女共同参画・女性活躍に係る取組等の情報発信及び共有により、国際的な政策決定及び取組方針への貢献に努める。【内閣府、外務省、関係省庁】

エ UN Women(国連女性機関) 等との連携・協力推進

- ① UN Womenを始めとする国際機関等の取組に積極的に貢献していくとともに、連携の強化等を図る。【内閣府、外務省、関係省庁】

第2節

G7、G20、APEC、 OECDにおける各種合意 等への対応

- ① G7、G20、APEC、OECDやその他の女

性に関連する国際会議や多国間協議における首脳級・閣僚級のジェンダー平等に係る各種の国際合意や議論を、国内施策に適切に反映して実施するとともに、その進捗を把握し、施策の改善にいかす。合意に至る議論の過程においては、我が国の経験や取組等に基づく情報発信、共有により、政策決定、取組方針に貢献する。

OECDにおいては、令和6（2024）年5月にOECD閣僚理事会が開催され、日本は議長国を務めた。「変化の流れの共創：持続可能で包摂的な成長に向けた客観的で高い信頼性に裏付けられたグローバルな議論の先導」をテーマとしていることを踏まえ、ジェンダー平等を主流化するための議論に貢献していく。【内閣府、外務省、経済産業省、関係省庁】

- ② 国際会議や多国間協議において合意文書にジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントに関する事項を盛り込むよう取り組むとともに、我が国が国際会議の議長国となる場合に、全ての大臣会合においてアジェンダとして取り上げるよう取り組む。【外務省、関係府省】

第3節

ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントに関する国際的なリーダーシップの発揮

ア 開発協力大綱に基づく開発協力の推進

- ① 「開発協力大綱」（令和5年6月9日閣議決定）及び「女性の活躍推進のための開発戦略」（平成28年5月20日策定）に基づき、ジェンダー主流化及び女性の権利を含む基本的人権の尊重を重要なものとして考え、開発協力を適切に実施する。【外務省、関係府省】

イ 女性の平和等への貢献や紛争下の性的暴力への対応

- ① 国連安保理決議第1325号等の実施のための第3次女性・平和・安全保障に関する行動計画⁸に沿って、主にUN WomenやSRSG-SVC事務所などの国際機関への拠出により中東、アフリカ、アジア地域のWPS分野に貢献する。また、モニタリングのための実施状況報告書の作成及び外部有識者から構成される評価委員による評価報告書の周知をする。【外務省、関係府省】
- ② 紛争下の性的暴力防止について、関係国際機関との連携の強化を通じて、加害者の訴追増加による犯罪予防や被害者保護・支援等に一層取り組むとともに、紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金への支援等を行う。【外務省、関係府省】

ウ 国際的な分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- ① 国際機関等の専門職、国際会議の委員や日本政府代表等に、幅広い年齢層、分野の女性等がより多く参画することにより、国際的な分野における政策・方針決定過程への参画を一層促進し、国際的な貢献に積極的に努める。特に、海外留学の促進や平和構築・開発分野における研修等の充実により、将来的に国際機関等で働く意欲と能力のある人材の育成や、国際機関への就職支援を強化する。【外務省、文部科学省、関係府省】
- ② 在外公館における主要なポストの任命に際して、女性の登用を進める。【外務省】

8 女性と平和・安全保障の問題を明確に関連付けた初の安保理決議である「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号」（平成12（2000）年10月、国連安全保障理事会にて採択）を踏まえ、平成27（2015）年以降、「女性・平和・安全保障に関する行動計画」を策定・実施。現在の第3次行動計画（令和5（2023）～令和10（2028））年では、①女性の参画とジェンダー視点に立った平和構築の促進、②性的暴力及びジェンダーに基づく暴力の防止と対応、③防災・災害対応と気候変動への取組、④日本国内におけるWPSの実施、⑤モニタリング・評価・見直しの枠組みの5つの項目からなっており、①～④について、中間評価報告書を3年目に策定予定。

Ⅳ 推進体制の整備・強化

第1節 国内の推進体制の充実・強化

- ① 内閣府に置かれる重要政策会議である男女共同参画会議（男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第21条により設置。内閣官房長官を議長とし、関係する国務大臣及び学識経験者によって構成。）が、適時適切に重要な政策に関する提言を行うとともに、国内の推進体制の中で重要な役割を果たすために専門調査会等を活用し、調査審議を行う。【内閣府、関係省庁】
- ② 男女共同参画推進本部（平成6年7月12日閣議決定により設置。内閣総理大臣及び全ての国務大臣によって構成。）の下で、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図る。本部長の指名により関係行政機関に置かれた男女共同参画担当官（局長級）は、男女共同参画社会の形成に直接・間接に影響を及ぼすあらゆる施策へ男女共同参画の視点を反映させるとともに、相互の機動的な連携を図る。【内閣府、全省庁】
- ③ すべての女性が輝く社会づくり本部（平成26年10月3日閣議決定により設置。内閣総理大臣及び全ての国務大臣によって構成。）の下で、様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、我が国社会の活性化につながるよう、施策の一体的な推進を期す。【内閣官房、内閣府、全省庁】
- ④ 有識者及び地方6団体・経済界・労働界・教育界・メディア・女性団体等の代表から成る男女共同参画推進連携会議の場を活用し、重要課題に関する意見交換や情報共有、市民社会との対話、各団体における中央組織から地方の現場への取組の浸透等を通じて、各界各層の若年層を含めた様々な世代との連携を図る。また、同会議において男女間賃金格差の是正に向けた取組及び若年層の性別役割意識を解消するための取組を検討する。【内閣府】
- ⑤ 国内の推進体制の運営に当たっては、多様な主

体（地方公共団体、NWE C、男女共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、経済団体、労働組合等）との連携を図り、男女共同参画に識見の高い学識経験者や女性団体、若年層など国民の幅広い意見を反映する。【内閣府】

- ⑥ 国際機関、諸外国との連携・協力の強化に努める。【内閣府、外務省、関係省庁】

第2節

男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進

- ① 男女共同参画会議及びその下に置かれた計画実行・監視専門調査会において、「第5次男女共同参画基本計画」の進捗状況を毎年度の予算編成等を通じて検証するため、各府省庁の男女共同参画関係予算を男女共同参画社会の形成を目的とする施策又は効果を及ぼす施策ごとに取りまとめ、公表する。また、集中的に議論すべき課題等について調査審議を行う。【内閣府、関係省庁】
- ② 男女共同参画会議の意見を踏まえ、6月を目途に「女性活躍・男女共同参画の重点方針（女性版骨太の方針）」を決定し、各府省庁の概算要求に反映させる。【内閣官房、内閣府、全省庁】
- ③ 男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の充実の観点から、各種統計の整備状況を調査し、公表する。業務統計を含む各種調査の実施に当たり、可能な限り男女別データを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析できるように努める。また、男女共同参画に関する重要な統計情報は、国民に分かりやすい形で公開するとともに、統計法（平成19年法律第53号）に基づく二次的利用を推進する。【全府省庁】
- ④ 指導的地位に占める女性の割合の上昇に向けて、モニタリングやその活用の在り方に関し検討を行う。【内閣府】
- ⑤ 男女共同参画会議及びその下に置かれた計画実行・監視専門調査会において、女性の視点も踏まえた社会保障制度や税制等について、検討し、必

要に応じ、内閣総理大臣及び関係各大臣に対して意見を述べる。【内閣府】

- ⑥ 「女性デジタル人材育成プラン」（令和4年4月26日男女共同参画会議決定）を集中して推進する期間の最終年として、取組を着実に実行し、就労に直結するデジタルスキルの習得支援及びデジタル分野への就労支援を強力に推進する。【内閣府、関係省庁】
- ⑦ 政府の施策及び社会制度・慣行が男女に実質的にどのような影響を与えるかなど、男女共同参画社会の形成に関する課題についての調査研究を行う。【内閣府】
- ⑧ 国民の意識、男女の家事・育児・介護等の時間の把握や、男女別データの利活用の促進等を含め、男女共同参画社会の形成に関する調査研究を進める。【内閣府、総務省】
- ⑨ 国の各府省や関係機関が実施している男女共同参画に関わる情報を集約整理し、情報発信・広報活動を積極的に実施する。国民、企業、地方公共団体、民間団体等に分かりやすく提供することで、各主体による情報の活用を促進する。【内閣府】

第3節

地方公共団体や民間団体等における取組の強化

ア 地方公共団体の取組への支援の充実

- ① 男女共同参画社会基本法で努力義務となっている市町村男女共同参画計画の策定は、男女共同参画社会を形成していく上で、極めて重要である。特に、策定が進んでいない町村に焦点を当て、都道府県と連携し、策定状況の「見える化」を含む情報提供や好事例の収集・発信、専門家派遣などにより、男女共同参画についての理解を促進し、全ての市町村において計画が策定されるよう促す。【内閣府】
- ② 女性の管理職・役員の育成など女性の参画拡大の推進、地方公共団体の経済部局や商工会議所等と連携・協働しつつ実施する女性デジタル人材・起業家の育成、様々な課題・困難を抱える女性に寄り添い、意欲と希望に応じて就労までつなげていく支援や相談支援、孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復する

ことができるよう、NPO等の知見を活用した相談支援やその一環として行う生理用品の提供等の支援など、地方公共団体が、多様な主体による連携体制の構築の下で地域の実情に応じて行う取組を、地域女性活躍推進交付金により支援する。また、地方公共団体が行う男女共同参画社会の実現に向けた取組については地方財政措置が講じられており、自主財源の確保を働きかける。（再掲）【内閣府】

- ③ 地方公共団体に対し、全国知事会などの関係団体とも連携し、先進的な取組事例の共有や情報提供、働きかけなどを行う。【内閣府】

イ 男女共同参画センターの機能の強化・充実

- ① 男女共同参画センターが、男女共同参画の視点から地域の課題解決を行う拠点・場として、関係機関・団体と協働しつつ、その機能を十分に発揮できるよう、全国女性会館協議会やNWE Cとも連携しながら、各地の男女共同参画センターにおける人材育成、関係機関・団体との連携に関するノウハウや好事例の共有や地域を超えた交流や連携の促進などを行い、男女共同参画センターの機能強化を図る。地方公共団体に対して、それぞれの地域においてこうした機能や強みを十分にいかすよう、男女共同参画センターの果たす役割を明確にし、男女共同参画社会基本法の理念に即した運営と関係機関との有機的な連携の下、取組を強化・充実するよう促す。【内閣府】
- ② 男女共同参画センターが広報啓発、講座、相談、情報収集・提供、調査研究等、様々な事業を進めるために必要な国の施策に関する情報提供を行うとともに、研修等の機会を通じて男女共同参画センター職員の人材育成を支援する。【内閣府】
- ③ 男女共同参画センターがオンラインを活用した事業を行えるよう、事業の実施に関する情報提供や専門家の派遣等を通じて支援する。【内閣府】
- ④ 男女共同参画センターが男女共同参画の視点からの地域の防災力の推進拠点となるよう、これまでの先進的な取組事例の共有を行う。また、災害時に効果的な役割を果たすことができるよう、全国女性会館協議会が運営する相互支援ネットワーク等を活用し、男女共同参画センター間の相互

支援（オンラインによる遠隔地からの助言等を含む。）を促す。（再掲）【内閣府】

- ⑤ 「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成検討ワーキング・グループ」における検討結果を踏まえ、男女共同参画センターの業務及び体制の整備に関するガイドラインの作成を進める。

また、NWE Cと全国各地の男女共同参画センターとの情報共有・意見交換の基盤の構築に向けた調査研究を行う。【内閣府、文部科学省】

ウ 国立女性教育会館における取組の推進

- ① NWE Cは、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、人材の育成・研修の実施や、女性教育に関する調査研究の成果及びNWE Cに集積された情報の提供等を通じ、今後とも我が国における男女共同参画のネットワークの中核を担っていく。また、これまで果たしてきた役割の重要性と実績を踏まえ、地域における男女共同参画の推進を支援するとともに、地方公共団体、大学、企業等ともより一層の連携を図るなど、機能の更なる充実・深化を促進する。【文部科学省】
- ② 「独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ報告書」（令和5（2023）年4月11日）及び男女共同参画会議（第71回）（令和5（2023）年12月25日）において示されたそれぞれの機能強化に関する方針に基づき、所要の措置を講ずる。【内閣府、文部科学省】

エ 男女共同参画の実現に向けた気運醸成

- ① 「男女共同参画週間」（毎年6月23日から同月29日まで）や「男女共同参画社会に向けての全国会議」などにおける啓発活動や表彰の実施を通じて、男女共同参画への社会的な気運の醸成を図る。【内閣府】